

## 16 アスベスト管理マニュアル

# アスベスト管理マニュアル

2019年4月

クリアウォーター-OSAKA株式会社

【目次】

第1章 総則 . . . . . 3  
 第1. 目的 . . . . . 3  
 第2. 定義 . . . . . 3  
 第3. アスベスト飛散防止の体制 . . . . . 4  
 第4. アスベストの管理基準等 . . . . . 4  
 第2章 維持管理 . . . . . 8  
 第5. 維持管理の基本方針 . . . . . 8  
 第6. 連絡体制 . . . . . 8  
 第3章 工事等 . . . . . 9  
 第7. 工事等における基本方針 . . . . . 9  
 第8. 緊急時の対応 . . . . . 10  
 第9. その他 . . . . . 10  
 附 則

《添付資料》

		受託及び 提携業務	工事等
別紙1-①	アスベスト事案発生時連絡体制図	●	
別紙1-②	アスベスト事案発生時連絡体制図 (請負工事等に起因する場合)	●	●
別紙2-1	アスベスト含有事前調査に関する確認表		●
別紙2-2	請負工事における作業チェックリスト		●
別紙2-3	アスベスト含有建材・設備の取扱い に関する注意事項		●
別紙1	囲い込み・封じ込め状況の標示	●	
別紙2	アスベスト含有成形板使用の注意喚起の標示	●	

はじめに

下水道施設を含む建築物等(以下建築物等という。)に使用されているアスベスト含有建材は、経年劣化や損傷などによりアスベストが飛散し、建築物等で働く社員等の健康障害につながる恐れがあります。

建築基準法では、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールを使用する建築物等について増改築時等の除去等が義務付けられているほか、劣化等でアスベストが飛散し著しく衛生上有害となる恐れがあると判断した場合は、勧告、命令の対象になります。

さらに、事業者が石綿による労働者の肺がん、中皮腫その他の健康障害を予防するために制定された石綿障害予防規則の平成26年度改正では、従来の吹付け石綿等に加えて、張り付けられた保温材や耐火被覆材、煙突などの断熱材が損傷や劣化などでアスベストの粉じんが飛散する恐れがある場合、除去、封じ込め、囲い込み等による飛散防止措置が必要となったほか、厚生労働省技術指針では、「労働者を常時就業させる建築物等については、吹き付けられた石綿含有保温材の損傷、劣化等の状況について、定期的に目視又は空気中の総繊維数濃度を測定することにより点検すること」とされています。

使用中の建築物等のアスベスト含有建材の損傷や劣化による飛散や暴露を防ぐためには、施設管理者が建物内のアスベスト含有建材の使用箇所の把握、改修工事等による使用状況の変化記録を行い、使用箇所の定期的な点検により劣化や損傷などを早期に発見できるよう努める必要があります。

本マニュアルは、社員がアスベスト含有建材に対する意識を高めることにより、当社が受注する建築物等の維持管理において、劣化や損傷によるアスベストの飛散を防ぐこと及び飛散が疑われる等、緊急時の適切な対応の周知を目的として作成したものです。

## 第1章 総則

### (目的)

第1 本マニュアルは、クリアウォーターOSAKA(以下「CWO」という)が受託及び協力会社との提携業務上関係のある建築物等で使用されているアスベスト含有建材・製品等からの粉じんの飛散を防止し、良好な室内環境の保持、社員及び関係者の健康保護を図るため、取り組み体制(業務分担)、管理基準等、維持管理の基本方針、連絡体制、工事及び修繕等(以降、工事等という)における基本方針、緊急時の対応について、CWOとして基本的に必要な事項を定める。ただし、CWOが受託する業務の発注者及び、協力会社等が別途定める規定等がある場合はこの限りではない。

### (定義)

第2 本マニュアルにおける用語については、次のとおり定める。

#### (1) アスベスト含有吹付け材等

##### ① アスベスト含有吹付け材

断熱や吸音、結露防止等の目的で、建築物の壁や天井等に吹き付けられた、「吹付けアスベスト」、「吹付けロックウール」、「吹付けひる石(バーミキュライト)」、「吹付けパーライト」等と呼ばれるもので、含有するアスベストの重量が0.1%を超えるもの。

##### ② 折板裏打ち断熱材

屋根用折板等に断熱や吸音、結露防止等の目的で貼り付けられたもので、含有するアスベストの重量が0.1%を超えるもの。

#### (2) アスベスト含有成形板

セメント等とともに成型されたアスベスト含有建材で、耐熱性、耐久性などの優れた性質から、建築物の内装、外装、屋根材などとして広く使用されてきたもので、含有するアスベストの重量が0.1%を超えるもの。

#### (3) アスベスト含有仕上塗材

セメントや合成樹脂等とともに吹付け、こて塗り、ローラー塗り等された、主に建築物の外装仕上げに使用されている塗材(下地調整塗材を含む)であり、含有するアスベストの重量が0.1%を超えるもの。

#### (4) アスベスト含有製品等

飛散性・非飛散性を問わず、保温・断熱材、シール材等に使用されている製品のうち含有するアスベストの重量が0.1%を超えるもの。

#### (5) 除去

アスベスト含有吹付け材等を壁や天井等から剥離し撤去すること。

#### (6) 封じ込め

既存のアスベスト含有吹付け材等はそのまま残し、薬剤の浸潤もしくは造膜材の散布等により、表層部または全層を被覆または固定化すること。

#### (7) 囲い込み

既存のアスベスト含有吹付け材等はそのまま残し、板状材料等で完全に覆うこと。

#### (8) 囲い込み状態

アスベスト含有吹付け材等が、建物の建設当初から天井内など隠蔽部にあるもので、囲い込まれた状態で存在すること。

#### (9) 施設の管理責任者

施設の管理責任者とは、当該施設を管理監督する者(以下施設管理責任者)を言う。

(10) 施設の維持管理業務責任者

施設の維持管理業務責任者(以下施設維持管理業務責任者)とは、本社が受注する業務及び協力会社との提携業務上関係のある建築物等の運転管理業務委託等の契約者および業務責任者等をいう。

(11) 工事等受注者

工事等受注者とは、次項に定める工事等の契約者および現場代理人等をいう。

(12) 本マニュアルの対象となる工事等

CWOが発注する工事(建築、機械電気設備、建築機械電気設備、土木)等のうち以下の内容を含むもの。

ア 既設下水道施設の壁・天井・床(フリーアクセスフロアタイルを含む)等の切断・穴あけ・加工等を行う工事等

イ アスベスト含有製品が取り付けられた、もしくは事前調査でアスベストの使用の有無が確認できない対象物(断熱材、シール材等)の撤去・解体を伴う工事等

(アスベスト飛散防止の体制)

第3 下水道施設におけるアスベスト飛散防止の体制は、次のとおりとする。

(1) 施設維持管理業務責任者

施設維持管理業務責任者は、施設管理責任者と密接な連絡を図るとともに、CWO内のアスベストの飛散防止における責任者として、建築物等を適切に管理するものとし、アスベスト含有建材(吹付け材等・成形板)・製品等の残置箇所や劣化状況を把握し、施設管理責任者への報告及び施設管理責任者からの指示の適切な伝達、社員等関係者への必要な指示を行うものとする。

(2) 工事等受注者

工事等受注者は、監督社員と協議のうえ、工事で撤去・改造・補修する箇所にアスベスト含有建材・製品等の有無について事前調査し、アスベスト飛散の可能性がある場合には、法令等に定められた作業を適切に実施するものとする。

(3) 本マニュアル対象工事等の設計担当部署の課長、監督社員

本マニュアルの対象となる工事等の設計担当課長は、アスベスト含有建材・製品等について十分に机上調査を行った上で適切な条件を設定し、工事等受注者が実施すべきアスベスト対策について特記仕様書等に明記するものとする。

(4) 上記第3(3)で特記仕様書に工事受注者が実施すべきアスベスト対策について特記仕様書に記載がある工事等の監督社員は、「アスベスト含有事前調査に関する確認表」(別紙2-1)および作業チェックリスト(別紙2-2)によりアスベスト対策を含む工事を適切に管理するとともに、「アスベスト含有建材・製品等の取扱いに関する注意事項」(別紙2-3)を配布し、必要なアスベスト対策を確実に履行させるように工事等受注者を指導する。

工事等に起因してアスベストを飛散させた場合には、立入禁止・入室制限等などの応急措置等を実施した後、速やかに除去するなどアスベスト飛散防止対策を実施するものとする。

(アスベストの管理基準等)

第4

(1) アスベスト含有建材・製品等が使用されている建築物等の維持管理(工事等含む)にあたっては、本マニュアルに定めるほか、関係法令等を遵守し、適正な維持管理に努めなければ

ばならない。

- (2) アスベスト含有吹付け材が封じ込めされている場合や、電気盤裏等に囲い込みされている場合は、当該箇所が容易に認識できるような標示(別紙1)を貼付及び報告する。(施設管理責任者が標示を貼付している場合は、施設管理責任者の指示の下、管理する。)
- (3) アスベスト含有成形板を使用している場合は、当該箇所に注意喚起の標示(別紙2)を貼付及び報告する。(施設管理責任者が標示を貼付している場合は、施設管理責任者の指示の下、管理する。)
- (4) 露出した吹付けアスベスト、吹付けロックウールは速やかに施設管理責任者に報告する。
- (5) 露出した吹付けひる石、吹付けパーライト、折板裏打ち断熱材は、劣化が進んでいるものや、破損(破れたり、壊れたりしている状況)しているものは直ちに耐火シート等で可能な限り覆い、立入禁止処置等を行うとともに、施設管理責任者に報告する。  
劣化が進んでおらず安定しているものについては、施設管理責任者が除去するまでの間、点検・記録により状態把握を行う。
- (6) 露出したアスベスト含有吹付け材等に次のような状態が見られる場合、劣化が進んでいるものとみなす。

吹付けアスベスト、 吹付けロックウール	吹付けひる石、 吹付けパーライト、 折板裏打ち断熱材
<ul style="list-style-type: none"> <li>吹付け層表面の毛羽立ち</li> <li>繊維のくずれ</li> <li>たれ下がり</li> <li>下地と吹付け層間の浮き・はがれ</li> <li>吹付け層の破損・欠損 (局部的なものを含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>粉状になり、遊離</li> <li>下地と吹付け材等との間の浮き・はがれ</li> <li>床面に吹付け材等の破片の落下</li> </ul> <p>なお、目視による劣化状況の判断が困難な場合、空気環境濃度測定を実施し、「電子顕微鏡法」でアスベスト繊維が1本/μlを超えた場合は劣化しているものとみなす。</p>

- (7) 囲い込み状態にあるアスベスト含有吹付け材等は、除去するまでの間、点検・記録により状態を把握し、施設管理責任者の指示の下、状態に応じて以下の対策を行う。

状態	処置
囲い込み材料の損傷(表面に傷があるなどの破損より軽い状況)が判明した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに囲い込み材料の補修を行う。</li> </ul>
囲い込み材料の破損等に伴い、飛散のおそれがあることを確認した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>空気環境濃度測定を行う。</li> <li>立入り禁止やシートで破損部をふさぐ等の応急措置を実施する。</li> </ul>

- (8) 封じ込めを行ったアスベスト含有吹付け材等は、施設管理責任者が除去するまでの間、点検・記録により状態を把握する。

状態	処置
剥落等飛散のおそれがあることを確認した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>空気環境濃度測定を行う。</li> <li>立入り禁止等の応急措置を実施する。</li> </ul>

- (9) アスベスト含有成形板は、切断や加工を行わない限り、アスベストが飛散する可能性は低いため、管理に当たっては、日常の維持管理業務において破損等の状態把握を行うとともに、以下のとおり適切に取り扱うものとする。

状態	処置
部分的な破損がある場合	速やかに塗装による表面固化等により補修する。
建築物の改修(部分的なものは除く)を実施する場合	作業範囲(天井・壁・床)にあるアスベスト含有成形板は、アスベスト非含有製品に取り替える。
取り替え等の補修を行う場合	破壊や破断を伴わない方法によることとし、原則として「手ばらし」とする。

なお、石綿障害予防規則など関係法令を遵守するとともに、石綿作業主任者の選任や作業計画の作成等を行った後、レベル3により作業を行い、作業者の安全確保、周囲への飛散防止(除去面の湿潤化)、適切な廃棄物処理など徹底すること。

(10) アスベスト含有仕上塗材は、セメントや合成樹脂等により固められた被膜で非飛散性の建材とされていることから、切断や穿孔などの加工を行わない限り、アスベストが飛散する可能性は低いため、管理にあたっては、日常の維持管理業務において剥離等の状態把握を行う。

剥離したアスベスト含有仕上塗材が落下した場合には、気密性のある袋などに入れて保管し、適切に廃棄物処理すること。

(11) アスベスト含有製品等は、切断や加工を行わない限り、アスベストが飛散する可能性は低いため、日常の維持管理業務において破損等の状態把握を行うとともに、以下のとおり適切に取り扱うものとする。

状態	処置
部分的な破損がある場合	直ちに耐火シート等で可能な限り覆い、立入禁止処置等行うとともに、速やかに施設管理責任者に報告する。
対象物の改修(部分的なものは除く)を実施する場合	作業範囲(配管・ダクト・耐火被覆材等)にあるアスベスト含有製品は、アスベスト非含有製品に取り替える。

取り替える場合は、破壊や破断を伴わない方法を選定し、原則として「手ばらし」とする。

なお、石綿障害予防規則など関係法令を遵守するとともに、石綿作業主任者の選任や作業計画の作成等を行った後、法令等に定められた作業を行い、作業者の安全確保、周囲への飛散防止(除去面の湿潤化)、適切な廃棄物処理など徹底すること。

(12) 空気環境濃度測定は専門機関に委託するものとし、測定方法は原則として「アスベストモニタリングマニュアル(第4.1版)」(環境省(平成29年7月))によるものとする。

(13) 空気環境濃度測定において、「電子顕微鏡法」でアスベスト繊維が1本/ℓを上回った場合、囲い込み材料、封じ込め部分等が劣化しているものと見なし、直ちに立入禁止等の応急措置を講じなければならない。

(14) アスベストが飛散している環境下で作業した保護具や作業服は、囲い込み措置を講じて隔離しなければならない。

表-2 アスベスト対策における維持管理の基本方針

	状態	種別	劣化状況	基本方針	摘要
吹付け材等	露出	吹付けアスベスト 吹付けロックウール	露出	施設管理責任者へ速やかに報告	
		吹付けひる石 吹付けパーライト 折板裏打ち断熱材	破損・劣化 劣化しておらず安定		
	囲い込み 封じ込め	吹付けアスベスト 吹付けロックウール 吹付けひる石 吹付けパーライト 折板裏打ち断熱材	囲い込み材料破損 封じ込め剥離・落下 劣化しておらず安定	施設管理責任者へ速やかに報告 状態を把握	
成形板	露出	スレート(波板・ボード) スラグ石こう板 ケイ酸カルシウム板 ビニル床タイル など	破損等 劣化しておらず安定	補修(表面固化など) 施設管理責任者へ速やかに報告 状態を把握(日常業務の中で)	
仕上塗材	露出	リシン 吹付けタイル 下地調整塗材 など	剥離等	状態を把握(日常業務の中で)	
保温・断熱材	囲い込み 封じ込め	・石綿フェルト ・石綿布、ひも、ロープ ・石綿保温材 ・けいそう土 ・パーライト ・石綿ケイ酸カルシウム	囲い込み材(外被) 変形	施設管理責任者へ速やかに報告	配管、エルボ、ボイラー等
			囲い込み材(外被) 剥離、対象物露出		
			劣化しておらず安定	状態を把握(日常業務の中で)	
摩擦材	露出	・ブレーキパット ・ブレーキライニング	破損・劣化 劣化しておらず安定	施設管理責任者へ速やかに報告 状態を把握(日常業務の中で)	クレーン等のブレーキ
シート材	露出	・キャンバスダクト	破損・劣化 劣化しておらず安定	施設管理責任者へ速やかに報告 状態を把握(日常業務の中で)	配管、ダクト等のフランジ、ポンプ等のシール部
	封じ込め	・グランドパッキン ・シートガスケット ・各種ガスケット	破損・劣化 劣化しておらず安定	施設管理責任者へ速やかに報告 状態を把握(日常業務の中で)	
耐熱・電気 絶縁板	囲い込み	・石綿紙 ・スペースヒータ ・遮断器類等	破損・劣化 劣化しておらず安定	施設管理責任者へ速やかに報告 状態を把握(日常業務の中で)	配電盤等
ケーブル・ 延焼防止材	露出	・耐熱・耐火ケーブル ・MIケーブル ・ケイ酸カルシウム板 ・防火充填材 ・耐熱シール	破損・劣化 劣化しておらず安定	施設管理責任者へ速やかに報告 状態を把握(日常業務の中で)	防火区画貫通部等

## 第2章 維持管理

(維持管理の基本方針)

### 第5

- (1) 施設維持管理業務責任者は、施設管理責任者の指示の下、囲い込みや封じ込めを行っているアスベスト含有吹付け材等、および安定した吹付けひる石・吹付けパーライト・折板裏打ち断熱材等で露出しているものについては、除去されるまでの間、毎年1回、目視点検を実施し、点検結果を施設管理責任者へ提出する。

※参考資料

アスベスト含有建材・製品等について、施設管理責任者は、対策工事を行った工法等を把握するとともに、適切な維持管理が必要な箇所を把握しなければならない。

区分	アスベスト含有吹付け材等	アスベスト含有成形板	アスベスト含有製品等
対象物	吹付けアスベスト 吹付けロックウール 吹付けひる石 吹付けパーライト 折板裏打ち断熱材 アスベスト含有仕上塗材	アスベスト含有成形板	断熱・保温材 摩擦材 シート材 耐熱・電気絶縁板 ケーブル・延焼防止材
台帳の管理者	下水道課長		施設管理課長
台帳の名称	「アスベスト含有吹付け材使用建築物の部屋別履歴台帳」(以下、履歴台帳と言う。)	「アスベスト成形板調査表」(以下、成形板調査表と言う。)	「設備機器関係アスベスト含有分析台帳」

(連絡体制)

### 第6

- (1) 施設維持管理業務責任者は、建築物等の維持管理において、不具合等を発見した場合は、速やかに以下のとおり応急措置ならびに施設管理責任者へ報告するものとする。

対象物	建築物	設備
不具合等発見者	施設維持管理業務責任者	
不具合等	<ul style="list-style-type: none"> <li>アスベスト含有吹付け材等の露出</li> <li>囲い込み不良箇所</li> <li>アスベスト含有成形板の破損</li> <li>アスベスト含有吹付け材等と疑わしき箇所を新たに発見した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アスベスト含有製品の露出</li> <li>囲い込み材(外被)の変形等</li> <li>アスベスト含有製品の破損・劣化</li> <li>アスベスト含有製品と疑わしき箇所を新たに発見した場合</li> </ul>
応急措置	可能な限り飛散防止措置 当該区域の立入禁止・入室制限等	耐火シート等で可能な限り覆う 当該区域の立入禁止・入室制限等
報告先	施設管理責任者 別紙1-①参照	

### 第3章 工事等

#### (工事等における基本方針)

##### 第7

- (1) 本マニュアルの対象となる工事等を発注しようとする場合、設計担当部署の課長は、施設維持管理業務責任者を通じて、施設管理責任者との協議において工事予定を提示し、工事場所又は影響範囲におけるアスベスト含有建材・製品等の有無について確認しなければならない。
- (2) アスベスト含有建材・製品等を撤去するなど本マニュアルの対象となる工事等を発注する場合、設計担当部署の課長は、施設維持管理業務責任者を通じて、図面により事前に施設管理責任者と協議し、アスベスト含有建材・製品等の状況を把握するとともに、事前調査の実施や施工計画書への記載などアスベスト対策として実施する項目を特記仕様書に明記しなければならない。
- (3) 建築物の天井、壁のボード、スレート屋根、ビニル床タイル、仕上塗材等を撤去及び切断・加工する作業を含む工事等を発注する場合、設計担当部署の課長は、発注前に施設維持管理業務責任者を通じて、施設管理責任者と協議し、図面により使用建材の確認を行わなければならない。  
また、当該建材にアスベストが含有している可能性がある場合、施工前にアスベスト含有の有無を分析機関に依頼して確認を行うか、アスベストを含有しているものとみなして対応するなど、監督社員は関係法令を遵守し施工しなければならない。(石綿障害予防規則第3条2を参照)
- (4) 保温・断熱材、シール材等を撤去及び切断・加工する作業を含む工事等を発注する場合、設計担当部署の課長は、施設維持管理業務責任者を通じて、発注前に施設管理責任者と協議し、使用製品の確認を行わなければならない。  
また、当該製品にアスベストが含有している可能性がある場合、施工前にアスベスト含有の有無を分析機関に依頼して確認を行うか、アスベストを含有しているものとみなして対応するなど、監督社員は関係法令を遵守し施工しなければならない。(石綿障害予防規則第3条2を参照)
- (5) 本マニュアルの対象となる工事等の施工に際して、監督社員は、工事等受注者に対してアスベスト含有建材・製品等の残置状況及び使用状況を示した上で、石綿障害予防規則等関係法令を遵守させるとともに、飛散防止対策等を講じるよう、文書及び詳細図面により指示しなければならない。  
また、初回打合せ時に、関係法令に基づくアスベスト対策が義務付けられている工事である事を相互に確認するとともに、事前調査結果の詳細票及び現地確認の記録簿等、確認した事項について、施工計画書及び議事録等に記載させるものとする。
- (6) 新たにアスベスト含有建材・製品等を撤去・解体・補修する工事等を行った場合、監督社員は、①空気環境濃度測定結果、②分析結果報告書、③詳細図面により実施した内容、を施設管理業務責任者へ報告しなければならない。報告を受けた施設管理業務責任者は履歴台帳等を修正し、記録・保管するとともに、施設管理責任者等へ周知する。
- (7) 特定粉じん排出等作業届や石綿排出等作業届の対象となる工事等を施工する場合、監督社員は、大気汚染防止法の一部を改正する法律を遵守するとともに、必要な手続きを実施したうえでなければ工事等受注者に工事を着手させてはならない。

表一 3 建築物等の解体等工事における石綿飛散防止規制の概要  
(対象事業場が大阪府の場合)

根拠法令	工事の名称 〔作業の名称〕	使用材料	作業基準等	届出の 規模要件
大気汚染防止法	特定工事 〔特定粉じん 排出等作業〕	吹付け石綿 石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業場の隔離</li> <li>・前室の設置</li> <li>・作業場及び前室の負圧の維持、維持の確認</li> <li>・集じん・排気装置の設置</li> <li>・初めて除去作業を行う日の除去開始前に、集じん、排気装置の正常な稼働を確認</li> <li>・薬液等による湿潤化</li> <li>・初めて除去作業を行う日の除去開始後に、集じん、排気装置の排気口での粉じんの迅速測定</li> <li>・集じん、排気装置の確認の方法・結果・確認者氏名の記録・保存</li> <li>・掲示板の設置</li> </ul>	全ての工事
大阪府生活環境の保全等に関する条例	特定排出等工事※ 〔石綿排出等作業〕	石綿含有成形板	<p>石綿含有成形板使用の全ての建築物等が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛散防止幕の設置</li> <li>・原則手作業による除去</li> <li>・散水設備の設置</li> <li>・除去成形板の破碎の回避</li> <li>・掲示板の設置</li> <li>・排出水の処理</li> </ul>	1,000㎡以上使用されている場合

※ 石綿含有成形板のみが使用された建築物等のうち、耐火又は準耐火建築物以外であって専ら人の居住の用に供する延床面積300㎡未満の建築物の解体等作業は特定排出等工事からは除かれますが、事前調査は必要です。

注) 平成 26 年 6 月 1 日の法及び条例の一部改正による変更点に下線を施しています。

大阪府HPより抜粋 <http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/asbestos/todokede.html>

(8) アスベスト含有吹付け材等の除去又は封じ込め、囲い込みのための工事、及び、アスベスト含有建材・製品等の撤去及び切断・加工する作業を含む工事等を施工する場合、監督社員は、施設維持管理業務責任者を通じ施設管理責任者に対して工事概要や実施時期などアスベスト対策について報告するものとする。

(緊急時の対応)

#### 第8

- (1) 本マニュアルの対象となる工事等の施工、アスベスト含有建材・製品等に関する情報共有・発信、ならびに事故発生時などの緊急連絡を行う場合、別紙 1-①、②に示す連絡体制図により関係部署へ連絡を行うものとする。
- (2) 施設維持管理業務責任者は、アスベスト含有吹付け材等の露出や囲い込み不良箇所、アスベスト含有建材・製品等の破損を発見した場合や、アスベスト含有吹付け材等と疑わしき箇所を新たに発見した場合は、直ちに当該区域を立入禁止・入室制限等の応急措置を行った後、施設管理責任者に報告し、以後の対応について協議するものとする。
- (3) 受注者は、アスベスト含有吹付け材等の露出や囲い込み不良箇所、アスベスト含有建材・製品等の破損を発見した場合や、アスベスト含有吹付け材等と疑わしき箇所を新たに発見した場合は、直ちに当該区域を立入禁止・入室制限等の応急措置を行った後、施

設維持管理業務責任者に報告し、以降の対応について協議するものとする。

- (4) 工事等に起因して発生した場合には、監督職員は工事等受注者に直ちに当該区域を立入禁止・入室制限等の応急措置をさせるとともに、受注者から施設維持管理業務責任者に報告させ、以降の対応について協議する。
- (5) 当該区域の安全が確認できるまでは、原則として立入禁止・入室制限等を継続し、やむを得ず立ち入る場合には、アスベスト対策呼吸用保護具を装着し入室するものとする。
- (6) 施設維持管理業務責任者は、関係者に対して速やかに情報提供を行うものとする。

(その他)

#### 第9

- (1) 施設維持管理業務責任者は、立入禁止・入室制限等の措置をとった部屋へ入室する場合、入室者にアスベスト対策呼吸用保護具を着用させなければならない。また、社員が必要となる数量のアスベスト対策呼吸用保護具を確保しなければならない。
- (2) 立入禁止・入室制限等の解除にあたっては施設維持管理業務責任者が、①当該区域の空気環境濃度測定、②対象物の分析結果、③応急措置の状況、④工事受注者の不安全作業に起因する場合は再発防止対策等、をもって判断する。解除する場合は施設管理責任者に対し、経緯、解除日時等を事前に説明する。
- (3) アスベスト教育の徹底のため、次の所属長等は石綿作業主任者技能講習を受講するものとする。 — 「石綿作業主任者技能講習対象者名簿」のとおり
- (4) アスベスト飛散事故の再発防止ならびにアスベスト管理の意識向上のため、毎年、年度当初に、各課の長が講師となり、社員に対するアスベスト研修を実施するものとする。  
また、適切な維持管理が必要な場所について情報共有を図るものとする。

附則 本マニュアルは、2019年4月1日から適用する。

## 1 7 建設業法令遵守ガイドライン

大阪市建設局 工事請負共通仕様書  
共通編 令和3年3月  
その他参考資料一覧表 NO4  
建設業法令遵守ガイドライン 参照

## 1 8 大阪市グリーン調達方針-公共工事分野-

大阪市建設局 工事請負共通仕様書

共通編 令和3年3月

その他参考資料一覧表 NO2

大阪市グリーン調達方針

— 公共工事分野 — 参照

## 1 9 建設工事公衆災害防止対策要綱 [土木工事編]

大阪市建設局 工事請負共通仕様書  
共通編 令和3年3月  
その他参考資料一覧表 NO5  
建設工事公衆災害防止対策要綱  
[土木工事編] 参照

## 2 0 建設副産物適正処理推進要綱

大阪市建設局 工事請負共通仕様書  
共通編 令和3年3月  
その他参考資料一覧表 NO6  
建設副産物適正処理推進要綱 参照

## 21 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の作成

## 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）

- （１）建設副産物適正処理推進要綱に基づいて、建設副産物の抑制、再利用の促進、適正処分を計画的かつ効率的に行うことを目的としたものである。
- （２）受注者は、工事の施工前及び完成時においては、「大阪市建設リサイクルガイドライン」※に基づき、再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）※を作成し、監督職員に提出すること。

※大阪市建設リサイクルガイドラインについては、大阪市建設局ホームページ等から最新版をご確認ください。また、再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）については、国土交通省ホームページ等から最新様式をダウンロードしてください。

# 建設リサイクル報告様式 記入時の注意事項と機能について

令和元年度  
国土交通省

建設リサイクル報告様式記入時の注意事項と付与している機能について説明します。  
1 工事 1 ファイルの作成が必要です。複数工事を記入することはできません。

## 【注意事項】

### 1. 背景の色について

- 黄緑色・・・プルダウンによる選択項目
- 薄黄色・・・記入項目
- 赤色・・・記入または選択が必須の項目  
赤色が残らないよう作成してください。

### 2. 建設資材利用計画

分類	小分類 コード*5	規格	主な利用用途 コード*5	利用量(A) 小数点第三位まで
コンクリート	3.再コ(M)	JIS A 5022		トン トン
合 計				0.000 トン

### 2. シートについて

シート「1枚目」からご記入ください。  
資材の供給元や建設副産物の搬出先が複数あり、シート「1枚目」で足りない場合は、シート「2枚目」以降をご利用ください。  
※シート「2枚目」以降は必要に応じて記載するもので、必ず記載しなければならないものではありません。  
※各品目の利用量・搬出量等の合計はシート「2枚目」以降の分もシート「1枚目」で合算表示されます。

### 3. エクセル機能の制限

建設リサイクル報告様式は、行の追加等の機能を制限しています。  
※ロック解除等はありません。

## 【機能】

### 4. 住所コード確認機能（画面上部の印刷範囲外）

資材供給元住所、副産物搬出先住所のコードを確認するためのプルダウンメニューです。

都道府県の▼をクリックして該当の都道府県を選択してから、市区町村の▼をクリックして該当の市区町村を選択すると、「住所コード」欄に対応する5桁のコードが表示されます。

資材供給元住所、副産物搬出先住所の住所コード\*4は以下のプルダウンリストで都道府県、市区町村を選択し、表示された住所コード（5桁）を入力してください。

都道府県:	<input type="text"/>	住所コード
市区町村:	<input type="text"/>	<input type="text"/>

表示されたコードを確認し、所定の住所コード入力欄に入力してください。  
※各欄の「住所コード」は必ず入力してください。

### 5. 発注機関選択機能

1. 工事概要の「発注機関」は、3段階の絞り込みによる対象機関の選択を行うようになっています。

まず、大分類の▼をクリックして選択し、「発注機関コード」に対象のコードが表示されるまで、中分類、小分類の順に選択してください。

1 工事概要 (赤着色セルは必須入力欄です。)		発注担当者チェック欄
発注機関を選択	大分類	発注機関コード
	中分類	
	小分類	担当者 TEL

### 6. 法人番号照会機能

法人番号	<input type="text"/>	<a href="http://www.houjin-bangounta.go.jp/">http://www.houjin-bangounta.go.jp/</a>
------	----------------------	---

請負会社の法人番号を入力する欄の右側に国税庁のホームページを開くためのリンクを付与してあります。  
インターネットに接続しているパソコンの場合、国税庁のURLをクリックすると、法人番号が検索できる国税庁のサイトを開きますので、自社の番号が不明の場合は、ご利用ください。

※法人番号を取得していない個人事業者等は記入不要です。赤色のまま提出してください。  
国税庁HP = <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

### 7. 工事施工場所選択機能

工事施工場所	<input type="text"/>	住所コード
--------	----------------------	-------

左の▼をクリックして該当の都道府県を選択してから、右の▼をクリックして該当の市区町村を選択すると、「住所コード」欄に5桁のコードが入力されます。  
薄黄色の箇所には地名地番を記入してください。

# 様式1・イ 再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版ー

## 表面

### 1. 工事概要 (赤着色セルは必須入力箇所です。)

発注担当者チェック欄	発注機関コード
法人番号	請負会社名
建設機関を選	建設業許可の場合
択	解体工事発注の場合
大分類	担当
中分類	TEL
小分類	

ー https://www.houjiri-bangou.nta.go.jp/

記入年月日	工事責任者
調査票記入者	

工事名	工事種別コード	請負金額	工期
工事施工場所	住所コード	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	令和 年 月 日
工事概要等	施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)	再生資源等が完了した年月日	令和 年 月 日

### 2. 建設資材利用計画

建設資材 (新材を含む全体の利用状況)		再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)		再生資材の供給元場所住所		再生資源
分類	小分類	用途	規格	再生資材の名称	供給元	利用率
コード*5	コード*5	コード*6	コード*5	コード*7	コード*8	R/A x 100
コンクリート			トン	トン		0%
特定			0.000	トン		0%
建築			トン	トン		0%
資材			0.000	トン		0%
合計			トン	トン		0%
木材			トン	トン		0%
合計			トン	トン		0%
アスファルト			トン	トン		0%
コンクリート			トン	トン		0%
土砂			トン	トン		0%
その他			トン	トン		0%
建設			トン	トン		0%
資材			トン	トン		0%
合計			トン	トン		0%
その他			トン	トン		0%
建設			トン	トン		0%
資材			トン	トン		0%
合計			トン	トン		0%

※解体工事については、建築面積をご記入いただくだけでも結構です。

コード\*5  
コンクリートについて  
1.再生コン(バージン骨材)  
2.再生コン(再生骨材M)  
3.再生コン(再生骨材H)  
4.再生コン(再生骨材L)  
5.再生コン(再生骨材)  
6.無筋コンクリート二次製品(ハーフン骨材)  
7.無筋コンクリート二次製品(リユース品)  
8.再生無筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
9.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材)  
10.その他  
コンクリート及び砕石から成る建設資材について  
1.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
2.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
3.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
4.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
5.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
6.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
7.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
8.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
9.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
10.その他  
木材について  
1.木材(ボート類を除く)  
2.木質ボード  
アスファルト・コンクリートについて  
1.再生密砕度アスコン  
2.再生密砕度アスコン  
3.再生密砕度アスコン  
4.再生密砕度アスコン  
5.再生密砕度アスコン  
6.再生密砕度アスコン  
7.再生密砕度アスコン  
8.再生密砕度アスコン  
9.再生密砕度アスコン  
10.その他  
土砂について  
1.第一種建設発生土  
2.第二種建設発生土  
3.第三種建設発生土  
4.第四種建設発生土  
5.浚渫土以外の泥土  
6.浚渫土  
7.土質改良土  
8.建設汚泥処理土  
9.再生コンクリート砂  
10.山砂、山土などの新材(採取土、購入土)  
砕石について  
1.再生クラッシュ・ラン  
2.再生粒度調整砕石  
3.砕さい  
4.単粒度砕石  
5.砕さい  
6.その他  
強化ビニル管・継手について  
1.再生強化ビニル管  
2.再生強化ビニル管  
3.再生強化ビニル管  
4.再生強化ビニル管  
5.再生強化ビニル管  
6.再生強化ビニル管  
7.再生強化ビニル管  
8.再生強化ビニル管  
9.再生強化ビニル管  
10.その他  
石膏ボードについて  
1.石膏ボード  
2.石膏ボード  
3.石膏ボード  
4.石膏ボード  
5.石膏ボード  
6.石膏ボード  
7.石膏ボード  
8.石膏ボード  
9.石膏ボード  
10.その他  
その他の建設資材について  
1.再生資材  
2.再生資材  
3.再生資材  
4.再生資材  
5.再生資材  
6.再生資材  
7.再生資材  
8.再生資材  
9.再生資材  
10.その他

コード\*6  
アスファルト・コンクリートについて  
1.再生コン(再生骨材H)  
2.再生コン(再生骨材M)  
3.再生コン(再生骨材L)  
4.再生コン(再生骨材)  
5.再生コン(再生骨材)  
6.再生コン(再生骨材)  
7.再生コン(再生骨材)  
8.再生コン(再生骨材)  
9.再生コン(再生骨材)  
10.その他  
コンクリート及び砕石から成る建設資材について  
1.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
2.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
3.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
4.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
5.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
6.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
7.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
8.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
9.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
10.その他  
木材について  
1.木材(ボート類を除く)  
2.木質ボード  
アスファルト・コンクリートについて  
1.再生密砕度アスコン  
2.再生密砕度アスコン  
3.再生密砕度アスコン  
4.再生密砕度アスコン  
5.再生密砕度アスコン  
6.再生密砕度アスコン  
7.再生密砕度アスコン  
8.再生密砕度アスコン  
9.再生密砕度アスコン  
10.その他  
土砂について  
1.第一種建設発生土  
2.第二種建設発生土  
3.第三種建設発生土  
4.第四種建設発生土  
5.浚渫土以外の泥土  
6.浚渫土  
7.土質改良土  
8.建設汚泥処理土  
9.再生コンクリート砂  
10.山砂、山土などの新材(採取土、購入土)  
砕石について  
1.再生クラッシュ・ラン  
2.再生粒度調整砕石  
3.砕さい  
4.単粒度砕石  
5.砕さい  
6.その他  
強化ビニル管・継手について  
1.再生強化ビニル管  
2.再生強化ビニル管  
3.再生強化ビニル管  
4.再生強化ビニル管  
5.再生強化ビニル管  
6.再生強化ビニル管  
7.再生強化ビニル管  
8.再生強化ビニル管  
9.再生強化ビニル管  
10.その他  
石膏ボードについて  
1.石膏ボード  
2.石膏ボード  
3.石膏ボード  
4.石膏ボード  
5.石膏ボード  
6.石膏ボード  
7.石膏ボード  
8.石膏ボード  
9.石膏ボード  
10.その他  
その他の建設資材について  
1.再生資材  
2.再生資材  
3.再生資材  
4.再生資材  
5.再生資材  
6.再生資材  
7.再生資材  
8.再生資材  
9.再生資材  
10.その他

コード\*7  
コンクリートについて  
1.再生コン(再生骨材H)  
2.再生コン(再生骨材M)  
3.再生コン(再生骨材L)  
4.再生コン(再生骨材)  
5.再生コン(再生骨材)  
6.再生コン(再生骨材)  
7.再生コン(再生骨材)  
8.再生コン(再生骨材)  
9.再生コン(再生骨材)  
10.その他  
コンクリート及び砕石から成る建設資材について  
1.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
2.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
3.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
4.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
5.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
6.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
7.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
8.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
9.再生有筋コンクリート二次製品(再生骨材)  
10.その他  
木材について  
1.木材(ボート類を除く)  
2.木質ボード  
アスファルト・コンクリートについて  
1.再生密砕度アスコン  
2.再生密砕度アスコン  
3.再生密砕度アスコン  
4.再生密砕度アスコン  
5.再生密砕度アスコン  
6.再生密砕度アスコン  
7.再生密砕度アスコン  
8.再生密砕度アスコン  
9.再生密砕度アスコン  
10.その他  
土砂について  
1.第一種建設発生土  
2.第二種建設発生土  
3.第三種建設発生土  
4.第四種建設発生土  
5.浚渫土以外の泥土  
6.浚渫土  
7.土質改良土  
8.建設汚泥処理土  
9.再生コンクリート砂  
10.山砂、山土などの新材(採取土、購入土)  
砕石について  
1.再生クラッシュ・ラン  
2.再生粒度調整砕石  
3.砕さい  
4.単粒度砕石  
5.砕さい  
6.その他  
強化ビニル管・継手について  
1.再生強化ビニル管  
2.再生強化ビニル管  
3.再生強化ビニル管  
4.再生強化ビニル管  
5.再生強化ビニル管  
6.再生強化ビニル管  
7.再生強化ビニル管  
8.再生強化ビニル管  
9.再生強化ビニル管  
10.その他  
石膏ボードについて  
1.石膏ボード  
2.石膏ボード  
3.石膏ボード  
4.石膏ボード  
5.石膏ボード  
6.石膏ボード  
7.石膏ボード  
8.石膏ボード  
9.石膏ボード  
10.その他  
その他の建設資材について  
1.再生資材  
2.再生資材  
3.再生資材  
4.再生資材  
5.再生資材  
6.再生資材  
7.再生資材  
8.再生資材  
9.再生資材  
10.その他

コード\*8  
再生資材の供給元について  
1.現場内利用  
2.他の工事現場(内陸)  
3.他の工事現場(海浜)  
4.再資源化施設  
5.土砂ストックヤード  
6.その他

コード\*9  
施工条件について  
1.再生材の利用の指示あり  
2.再生材の利用の指示なし

# 様式2・口 再生資源利用促進計画書 ー 建設副産物搬出工事用 ー

## 1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

## 2. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量		現場内利用・減量		現場外搬出について				再生資源利用促進率 ②÷③×④(%)		
	発生量 ②×③×④ 単位:kg	発生率 ③減量化率 単位:kg	②利用量 単位:kg	③減量化量 単位:kg	搬出先名称 2ヶ所まで記入して下さい。3ヶ所以上にわたる場合は、用紙を換えて下さい。	区分 他のコード*12	住所コード *4	搬出先 の積積 コード *13		④現場外搬出量 小数第3位まで	⑤再生資源 利用促進量 単位:kg
コンクリート塊	0.000	ト>	ト>		搬出先1 搬出先2	kn		ト>	0.000	ト>	0%
建設発生木材A (注:ホ-1/2/3/4/5/6/7/8/9/10/11/12/13/14/15/16/17/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/32/33/34/35/36/37/38/39/40/41/42/43/44/45/46/47/48/49/50/51/52/53/54/55/56/57/58/59/60/61/62/63/64/65/66/67/68/69/70/71/72/73/74/75/76/77/78/79/80/81/82/83/84/85/86/87/88/89/90/91/92/93/94/95/96/97/98/99/100)	0.000	ト>	ト>		搬出先1 搬出先2	kn		ト>	0.000	ト>	0%
アスファルト・コンクリート塊	0.000	ト>	ト>		搬出先1 搬出先2	kn		ト>	0.000	ト>	0%
その他がれき類	0.000	ト>	ト>		搬出先1 搬出先2	kn		ト>	0.000	ト>	0%
建設発生木材B (注:ホ-1/2/3/4/5/6/7/8/9/10/11/12/13/14/15/16/17/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/32/33/34/35/36/37/38/39/40/41/42/43/44/45/46/47/48/49/50/51/52/53/54/55/56/57/58/59/60/61/62/63/64/65/66/67/68/69/70/71/72/73/74/75/76/77/78/79/80/81/82/83/84/85/86/87/88/89/90/91/92/93/94/95/96/97/98/99/100)	0.000	ト>	ト>		搬出先1 搬出先2	kn		ト>	0.000	ト>	0%
建設汚泥	0.000	ト>	ト>		搬出先1 搬出先2	kn		ト>	0.000	ト>	0%
金属くず	0.000	ト>	ト>		搬出先1 搬出先2	kn		ト>	0.000	ト>	0%
炭化ビニル管・継手 (注:ホ-1/2/3/4/5/6/7/8/9/10/11/12/13/14/15/16/17/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/32/33/34/35/36/37/38/39/40/41/42/43/44/45/46/47/48/49/50/51/52/53/54/55/56/57/58/59/60/61/62/63/64/65/66/67/68/69/70/71/72/73/74/75/76/77/78/79/80/81/82/83/84/85/86/87/88/89/90/91/92/93/94/95/96/97/98/99/100)	0.000	ト>	ト>		搬出先1 搬出先2	kn		ト>	0.000	ト>	0%
廃棄物 (注:ホ-1/2/3/4/5/6/7/8/9/10/11/12/13/14/15/16/17/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/32/33/34/35/36/37/38/39/40/41/42/43/44/45/46/47/48/49/50/51/52/53/54/55/56/57/58/59/60/61/62/63/64/65/66/67/68/69/70/71/72/73/74/75/76/77/78/79/80/81/82/83/84/85/86/87/88/89/90/91/92/93/94/95/96/97/98/99/100)	0.000	ト>	ト>		搬出先1 搬出先2	kn		ト>	0.000	ト>	0%
砕石骨子 (注:ホ-1/2/3/4/5/6/7/8/9/10/11/12/13/14/15/16/17/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/32/33/34/35/36/37/38/39/40/41/42/43/44/45/46/47/48/49/50/51/52/53/54/55/56/57/58/59/60/61/62/63/64/65/66/67/68/69/70/71/72/73/74/75/76/77/78/79/80/81/82/83/84/85/86/87/88/89/90/91/92/93/94/95/96/97/98/99/100)	0.000	ト>	ト>		搬出先1 搬出先2	kn		ト>	0.000	ト>	0%
紙くず	0.000	ト>	ト>		搬出先1 搬出先2	kn		ト>	0.000	ト>	0%
7mm以下 (無粘性)	0.000	ト>	ト>		搬出先1 搬出先2	kn		ト>	0.000	ト>	0%
その他の分別された廃棄物 (建設副産物以外の廃棄物)	0.000	ト>	ト>		搬出先1 搬出先2	kn		ト>	0.000	ト>	0%
第一種 建設発生土	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>		搬出先1 搬出先2	kn		地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0%
第二種 建設発生土	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>		搬出先1 搬出先2	kn		地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0%
第三種 建設発生土	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>		搬出先1 搬出先2	kn		地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0%
第四種 建設発生土	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>		搬出先1 搬出先2	kn		地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0%
建設発生土 (建設発生土以外の土)	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>		搬出先1 搬出先2	kn		地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0%
液漂土 (建設発生土を除く)	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>		搬出先1 搬出先2	kn		地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0%
合計	0.000	0.000	0.000		搬出先1 搬出先2	kn		0.000	0.000	地山m <sup>3</sup>	0%

【建設発生土の搬出先】  
 1. 売却  
 2. 他工事現場(内陸)  
 3. 他工事現場(海面)  
 4. 中間処理施設(骨材プラント)  
 5. 中間処理施設(骨材プラント以外の資源再生施設)  
 6. 中間処理施設(骨材プラント)  
 7. 中間処理施設(骨材プラント以外の資源再生施設)

【建設副産物の搬出先】  
 1. 売却  
 2. 他工事現場(内陸)  
 3. 他工事現場(海面)  
 4. 中間処理施設(骨材プラント)  
 5. 中間処理施設(骨材プラント以外の資源再生施設)  
 6. 中間処理施設(骨材プラント)  
 7. 中間処理施設(骨材プラント以外の資源再生施設)

【再生資源利用促進率】  
 ②再生資源利用促進量 ÷ ③減量化量 × ④発生率

※ 6.8.10に搬出した場合は、有効利用とみなされません。

【建設発生土の搬出先】  
 1. 売却  
 2. 他工事現場(内陸)  
 3. 他工事現場(海面)  
 4. 中間処理施設(骨材プラント)  
 5. 中間処理施設(骨材プラント以外の資源再生施設)  
 6. 中間処理施設(骨材プラント)  
 7. 中間処理施設(骨材プラント以外の資源再生施設)

【建設副産物の搬出先】  
 1. 売却  
 2. 他工事現場(内陸)  
 3. 他工事現場(海面)  
 4. 中間処理施設(骨材プラント)  
 5. 中間処理施設(骨材プラント以外の資源再生施設)  
 6. 中間処理施設(骨材プラント)  
 7. 中間処理施設(骨材プラント以外の資源再生施設)

【再生資源利用促進率】  
 ②再生資源利用促進量 ÷ ③減量化量 × ④発生率

様式1 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再生資源化報告」対応版ー

1. 工事概要 (赤着色セルは必須入力箇所です。)

Form with fields for project name, address, dates, and contact information. Includes a URL: http://www.houjin-bangounta.co.jp/

Form for construction site details, including site name, location, and dates. Includes a note: ※解体工事については、建築面積をご記入いただくかなくとも構いません。

2. 建設資材利用実施

Main table for construction material utilization. Columns include material type, quantity, and utilization rate. Includes a sub-table for '再生資材の利用状況' (Status of Recycled Material Use).

コンクリートについて
1.再生コン(Co再生骨材)
2.再生コン(Co再生骨材)
3.再生コン(Co再生骨材)
4.再生コン(Co再生骨材)
5.再生コン(Co再生骨材)
6.再生コン(Co再生骨材)
7.再生コン(Co再生骨材)
8.再生コン(Co再生骨材)
9.再生コン(Co再生骨材)
10.その他

コンクリートについて
1.再生コン(Co再生骨材)
2.再生コン(Co再生骨材)
3.再生コン(Co再生骨材)
4.再生コン(Co再生骨材)
5.再生コン(Co再生骨材)
6.再生コン(Co再生骨材)
7.再生コン(Co再生骨材)
8.再生コン(Co再生骨材)
9.再生コン(Co再生骨材)
10.その他

コンクリートについて
1.再生コン(Co再生骨材)
2.再生コン(Co再生骨材)
3.再生コン(Co再生骨材)
4.再生コン(Co再生骨材)
5.再生コン(Co再生骨材)
6.再生コン(Co再生骨材)
7.再生コン(Co再生骨材)
8.再生コン(Co再生骨材)
9.再生コン(Co再生骨材)
10.その他

再生資材の供給元住所
1.現場内利用
2.他の工場現場(内陸)
3.他の工場現場(海面)
4.再資源化施設
5.土砂ストックヤード
6.その他

再生資材について
1.再生骨材
2.再生骨材

# 様式2 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー

裏面  
建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

## 2. 建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	①発生量		現場内利用・減量		現場外搬出について				再生資源利用促進率		
	発生量 ②発生量 ③発生量 ④発生量	発生量 ⑤発生量 ⑥発生量 ⑦発生量	②利用量 ③減量化量 ④減量化率	⑤現場内 改良分 ⑥改良率	搬出先名称 2ヶ所まで記入して下さい。4ヶ所以上に わたる時は、用紙を換えて下さい。	住所コード 44	搬出先の 種類 コード +12	搬出先の 区分	④現場外搬出量 ⑤現場外搬出率 ⑥現場外搬出率	⑦再生資源 利用促進量 ⑧再生資源 利用促進率	⑨再生資源 利用促進率 ⑩再生資源 利用促進率
コンクリート塊	0.000	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2	kn		ト	0.000	ト	0 %
建設発生木材A (圧入・圧入木材等) (建設発生木材B)	0.000	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2	kn		ト	0.000	ト	0 %
アスファルト・ コンクリート塊	0.000	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2	kn		ト	0.000	ト	0 %
その他の気き類	0.000	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2	kn		ト	0.000	ト	0 %
建設発生木材B (圧入・圧入木材等)	0.000	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2	kn		ト	0.000	ト	0 %
建設汚泥	0.000	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2	kn		ト	0.000	ト	0 %
金属くず	0.000	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2	kn		ト	0.000	ト	0 %
炭化ビニル 管・継手	0.000	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2	kn		ト	0.000	ト	0 %
炭化ビニル 管・継手(柔軟)	0.000	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2	kn		ト	0.000	ト	0 %
砕石骨子	0.000	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2	kn		ト	0.000	ト	0 %
紙くず	0.000	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2	kn		ト	0.000	ト	0 %
7x7x7 (柔軟性)	0.000	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2	kn		ト	0.000	ト	0 %
その他の分別 された廃棄物	0.000	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2	kn		ト	0.000	ト	0 %
建設副産物 (建設副産物)	0.000	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2	kn		ト	0.000	ト	0 %
第一種 建設発生土	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1 搬出先2	kn		地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0 %
第二種 建設発生土	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1 搬出先2	kn		地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0 %
第三種 建設発生土	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1 搬出先2	kn		地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0 %
第四種 建設発生土	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1 搬出先2	kn		地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0 %
建設発生土 (建設発生土)	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1 搬出先2	kn		地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0 %
液漂土 (建設発生土)	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1 搬出先2	kn		地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0 %
合計	0.000	0.000	0.000	0.000	搬出先1 搬出先2	kn		0.000	0.000	0.000	0 %

【建設発生土の搬出先】  
1. 売却  
2. 他工事現場  
3. 広域処理施設  
4. 中間処理施設  
5. 中間処理施設  
6. 中間処理施設  
7. 中間処理施設  
8. 中間処理施設  
9. 中間処理施設  
10. 中間処理施設

【建設副産物の搬出先】  
1. 売却  
2. 他工事現場  
3. 広域処理施設  
4. 中間処理施設  
5. 中間処理施設  
6. 中間処理施設  
7. 中間処理施設  
8. 中間処理施設  
9. 中間処理施設  
10. 中間処理施設

【建設発生土の搬出先】  
1. 売却  
2. 他工事現場  
3. 広域処理施設  
4. 中間処理施設  
5. 中間処理施設  
6. 中間処理施設  
7. 中間処理施設  
8. 中間処理施設  
9. 中間処理施設  
10. 中間処理施設

【建設副産物の搬出先】  
1. 売却  
2. 他工事現場  
3. 広域処理施設  
4. 中間処理施設  
5. 中間処理施設  
6. 中間処理施設  
7. 中間処理施設  
8. 中間処理施設  
9. 中間処理施設  
10. 中間処理施設

※ 6.8.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

表面

様式1・イ 再生資源利用計画書 ー 建設資材搬入工事用 ー 「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版 ー

2.建設資材利用計画

分類	小分類 コード#5	規格	建設資材 (新材を含む全体の利用状況)		再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)		再生資材の名称 コード#7	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元 コード#8	施工案件 内容 コード#9	再生資材の供給元場所住所	再生資源 利用率 B/A×100 %
			主な利用用途 コード#6	利用量(A) 小数点第三位まで	再生資材利用量(B) 小数点第三位まで	再生資材の供給元住所						
特定建設資材	コンクリート			トン	トン	トン						
	コンクリート 成り練り 成り練り 成り練り			トン	トン	トン						
	木材			トン	トン	トン						
アスファルト -コンクリート				トン	トン	トン						
				トン	トン	トン						
				トン	トン	トン						
工砂				縦めm <sup>3</sup>	縦めm <sup>3</sup>	縦めm <sup>3</sup>						
				縦めm <sup>3</sup>	縦めm <sup>3</sup>	縦めm <sup>3</sup>						
				m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>						
その他 の建設資材	塩化ビニル管 -継手			トン	トン	トン						
	石膏ボード			トン	トン	トン						
	その他の 建設資材			トン	トン	トン						
合計				トン	トン	トン						

コード#5  
コンクリートについて  
1.生コン(ハーフコン)再生骨材  
2.再生生コン(Co再生骨材)  
3.無防汚コンクリート二次製品(リユース品)  
4.再生無防汚コンクリート二次製品(Co再生骨材)  
5.その他  
コンクリート及び敷から成る建設資材について  
1.有防汚コンクリート二次製品(リユース品)  
2.再生有防汚コンクリート二次製品(Co再生骨材)  
3.再生有防汚コンクリート二次製品(その他再生材)  
4.再生有防汚コンクリート二次製品(その他再生材)  
5.その他  
木材について  
1.木材(ボード類を除く)  
2.木質ボード  
アスファルト・コンクリートについて  
1.粗粒度アスコン  
2.密粒度アスコン  
3.細粒度アスコン  
4.閉鎖アスコン  
5.成質アスコン  
7.加齢アスファルト安定処理路盤材  
土砂について  
1.第一種建設発生土  
2.第二種建設発生土  
3.第三種建設発生土  
4.第四種建設発生土  
5.浚渫土  
6.炭滓土  
7.土質改良土  
8.土質改良土  
9.山砂、山土などの新材(採取土、購入土)  
10.山砂、山土などの新材(採取土、購入土)  
砕石について  
1.クランチャーラン  
2.粒度調整砕石  
3.砕さい  
4.単粒度砕石  
5.くり石、割くり石、自然石  
6.その他  
塩化ビニル管・継手について  
1.塩化ビニル管・継手  
2.その他  
石膏ボードについて  
1.石膏ボード  
2.シージング石膏ボード  
3.石膏ボード  
4.石膏ボード  
5.石膏ボード  
6.その他  
その他の建設資材について  
1.石膏ボード  
2.石膏ボード  
3.石膏ボード  
4.石膏ボード  
5.石膏ボード  
6.その他  
(利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

コード#6  
アスファルト・コンクリートについて  
1.表層路盤  
2.基層  
3.上層路盤  
4.歩道  
5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)  
土砂について  
1.道路路床  
2.路床  
3.河川築堤  
4.構造物の基礎材、埋戻し用  
5.宅地造成用  
6.水面埋立用  
7.ほ場整備(農地整備)  
8.その他  
砕石について  
1.舗装の下層路盤材  
2.舗装の上層路盤材  
3.構造物の基礎材、基礎材  
4.その他  
塩化ビニル管・継手について  
1.水道(配水)  
2.下水道用  
3.ケール用  
4.農業用  
5.設備用  
6.その他  
石膏ボードについて  
1.壁  
2.天井  
3.その他  
その他の建設資材について  
(利用用途を具体的に記入して下さい)

コード#7  
コンクリートについて  
1.再生生コン(Co再生骨材H)  
2.再生生コン(Co再生骨材L)  
3.再生生コン(Co再生骨材)  
4.無防汚コンクリート二次製品(リユース品)  
5.再生無防汚コンクリート二次製品(Co再生骨材)  
6.再生無防汚コンクリート二次製品(その他再生材)  
7.再生無防汚コンクリート二次製品(その他再生材)  
8.その他  
コンクリート及び敷から成る建設資材について  
1.有防汚コンクリート二次製品(リユース品)  
2.再生有防汚コンクリート二次製品(Co再生骨材)  
3.再生有防汚コンクリート二次製品(その他再生材)  
4.再生有防汚コンクリート二次製品(その他再生材)  
5.その他  
木材について  
1.再生木材(ボード類を除く)  
2.再生木質ボード  
アスファルト・コンクリートについて  
1.再生粗粒度アスコン  
2.再生密粒度アスコン  
3.再生細粒度アスコン  
4.再生閉鎖アスコン  
5.再生成質アスコン  
6.再生加齢アスファルト安定処理路盤材  
7.再生加齢アスファルト安定処理路盤材  
8.その他  
土砂について  
1.第一種建設発生土  
2.第二種建設発生土  
3.第三種建設発生土  
4.第四種建設発生土  
5.浚渫土  
6.炭滓土  
7.土質改良土  
8.土質改良土  
9.山砂、山土などの新材(採取土、購入土)  
10.山砂、山土などの新材(採取土、購入土)  
砕石について  
1.クランチャーラン  
2.粒度調整砕石  
3.砕さい  
4.単粒度砕石  
5.くり石、割くり石、自然石  
6.その他  
塩化ビニル管・継手について  
1.塩化ビニル管・継手  
2.その他  
石膏ボードについて  
1.石膏ボード  
2.シージング石膏ボード  
3.石膏ボード  
4.石膏ボード  
5.石膏ボード  
6.その他  
その他の建設資材について  
(利用用途を具体的に記入して下さい)

コード#8  
再生資材の供給元について  
1.現場内利用  
2.他の工事現場(内陸)  
3.他の工事現場(湖沼)  
4.再生強化施設  
5.土砂ストックヤード  
6.その他  
コード#9  
施工案件について  
1.再生材の利用の指示あり  
2.再生材の利用の指示なし

# 様式2・0 再生資源利用促進計画書 一建設副産物搬出工事用一

2枚目

裏面

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

## 2. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量		現場内利用・減量		現場外搬出について				再生資源利用促進率 ②③④⑤ ①		
	場外搬出時の状況 (細則等) ②③④⑤ 小数第三位まで	発生量 *10	利用量 *10	減量化 ③減量化量 *11 小数第三位まで	搬出先名称 2ヶ所以上で記入して下さい。2ヶ所以上に分かる時は、用紙を換えて下さい。	区分 他工事年度内 コード*12	住所 44	運搬距離 km *13		④現場外搬出量 うち現場内改良分 小数第三位まで	⑤再生資源利用促進量 *14
コンクリート塊	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				ト>	ト>	%	
建設発生木材A (柱、梁、土台、土間材、床下材、基礎材、土留材)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				ト>	ト>	%	
アスファルト・コンクリート塊	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				ト>	ト>	%	
その他がれき類	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				ト>	ト>	%	
建設発生木材B (土留、基礎材、土間材、床下材、基礎材)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				ト>	ト>	%	
建設汚泥	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				ト>	ト>	%	
金属くず	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				ト>	ト>	%	
炭化ビニル管・継手	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				ト>	ト>	%	
炭化ビニル管・継手を除く	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				ト>	ト>	%	
焼石・骨ト	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				ト>	ト>	%	
紙くず	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				ト>	ト>	%	
7&lt;小> (灰塵)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				ト>	ト>	%	
その他の分別された廃棄物	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				ト>	ト>	%	
混在状態の廃棄物 (建設発生廃棄物)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				ト>	ト>	%	
第一種 建設発生土	搬出先1 搬出先2	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>				地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
第二種 建設発生土	搬出先1 搬出先2	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>				地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
第三種 建設発生土	搬出先1 搬出先2	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>				地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
第四種 建設発生土	搬出先1 搬出先2	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>				地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
資源土以外の部材	搬出先1 搬出先2	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>				地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
浸透土 (建設発生を除く)	搬出先1 搬出先2	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>				地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
合計	搬出先1 搬出先2	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>				地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	

コード\*10 1. 盛込材 2. 盛込材 3. 埋戻し材 4. その他

コード\*11 1. 原土 2. 排水 3. 次土乾燥 4. その他

コード\*12 1. A. 他工事年度内 2. B. 指定処分(生じくは指定処分) 3. 自由処分 (搬出時に設計変更し指定処分しないもの)

コード\*13 1. A. 他工事年度内 2. B. 指定処分(生じくは指定処分) 3. 自由処分 (搬出時に設計変更し指定処分しないもの)

【建設発生土の場合】  
 1. 他工事年度内  
 2. 指定処分(生じくは指定処分)  
 3. 自由処分 (搬出時に設計変更し指定処分しないもの)

【建設副産物の場合】  
 1. 他工事年度内  
 2. 指定処分(生じくは指定処分)  
 3. 自由処分 (搬出時に設計変更し指定処分しないもの)

【建設発生土の場合】  
 1. 他工事年度内  
 2. 指定処分(生じくは指定処分)  
 3. 自由処分 (搬出時に設計変更し指定処分しないもの)

【建設副産物の場合】  
 1. 他工事年度内  
 2. 指定処分(生じくは指定処分)  
 3. 自由処分 (搬出時に設計変更し指定処分しないもの)

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

注) 一般廃棄物は記入しないで下さい。  
 ・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。



# 様式2 再生資源利用促進実施書 一建設副産物搬出工事用一

2枚目

裏面

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

## 2. 建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	①発生量		現場内利用・減量		現場外搬出について				再生資源利用促進率 ②③④⑤ ① (%)			
	場外搬出時の性状 ②③④ 小数量第三位まで	②発生量 ③発生量 ④発生量 小数量第三位まで	①発生量 ②発生量 ③発生量 ④発生量 小数量第三位まで	③減量化量 ④減量化量 小数量第三位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入して下さい。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 施工年度 コード+12	住所コード 44	運搬距離 千 百 十 + + +		搬出先 コード +13	④現場外搬出量 うち現場内改良分 小数量第三位まで	⑤再生資源利用促進量 小数量第三位まで
コンクリート塊	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
建設発生木材A (柱、梁、土間コンクリート)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
アスファルト・コンクリート塊	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
その他がれき類	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
建設発生木材B (土間、階段の足場、敷材など)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
建設汚泥	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
金属くず	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
炭化ビニル管・継手	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
廃プラスチック管・継手を除く	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
焼石・骨ト	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
紙くず	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
7x6x6 (破砕)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
その他の分別された廃棄物 (建設発生廃棄物)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
第一種 建設発生土	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
第二種 建設発生土	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
第三種 建設発生土	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
第四種 建設発生土	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
資源土以外の部土	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
浸透土 (建設汚泥を除く)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
合計		ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	

コード*10	コード*11	コード*12	コード*13
1. 建設発生土	1. 破砕 2. 砕水 3. 次骨乾燥 4. その他	1. A. 再生資源利用促進 2. B. 指定処分(生じくは指定処分) (搬出前に設計変更/指定処分しないが、発注後に設計変更/指定処分されたもの) 3. 自由処分	【建設発生土の場合】 1. 別の工事現場 2. 広域搬送制度による処理 3. 中間処理施設(アスファルト包材プラント) 4. 土質改良プラント 5. 中間処理施設(サマルプル)サイクル 6. 中間処理施設(車庫焼却)
2. 廃木材		【建設副産物の場合】 1. 別の工事現場 2. 広域搬送制度による処理 3. 中間処理施設(アスファルト包材プラント) 4. 土質改良プラント 5. 中間処理施設(サマルプル)サイクル 6. 中間処理施設(車庫焼却)	【建設副産物の場合】 1. 別の工事現場 2. 広域搬送制度による処理 3. 中間処理施設(アスファルト包材プラント) 4. 土質改良プラント 5. 中間処理施設(サマルプル)サイクル 6. 中間処理施設(車庫焼却)
3. 埋戻し材			【建設発生土の場合】 1. 別の工事現場 2. 広域搬送制度による処理 3. 中間処理施設(アスファルト包材プラント) 4. 土質改良プラント 5. 中間処理施設(サマルプル)サイクル 6. 中間処理施設(車庫焼却)
4. その他			【建設副産物の場合】 1. 別の工事現場 2. 広域搬送制度による処理 3. 中間処理施設(アスファルト包材プラント) 4. 土質改良プラント 5. 中間処理施設(サマルプル)サイクル 6. 中間処理施設(車庫焼却)

注) 一般廃棄物は記入しないで下さい。  
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

様式1・イ 再生資源利用計画書 ー 建設資材搬入工事用 ー 「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版 ー

3枚目

表面

3枚目

2.建設資材利用計画

分類	小分類 コード*5	規格	建設資材 (新材を含む全体の利用状況)		再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)		再生資材の名称 コード*7	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元 コード*8	施工案件 内容 コード*9	再生資材の供給元場所住所	再生資源 利用率 B/A*100
			主な利用用途 コード*6	利用量(A) 小数点第三位まで	再生資材利用量(B) 小数点第三位まで	再生資材の供給元住所						
特定建設資材	コンクリート			トン	トン	トン						0 %
	コンクリート 成り練り 成り練り 成り練り			トン	トン	トン						0 %
	木材			トン	トン	トン						0 %
アスファルト・コンクリート				トン	トン	トン						0 %
				トン	トン	トン						0 %
				トン	トン	トン						0 %
土砂				縦めm <sup>3</sup>	縦めm <sup>3</sup>	縦めm <sup>3</sup>						0 %
				縦めm <sup>3</sup>	縦めm <sup>3</sup>	縦めm <sup>3</sup>						0 %
				m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>						0 %
その他建設資材				トン	トン	トン						0 %
				トン	トン	トン						0 %
				トン	トン	トン						0 %
合計				トン	トン	トン					0 %	

コード\*5  
コンクリートについて  
1.生コン(ハーフジーン骨材)  
2.再生生コン(Co再生骨材)  
3.無防汚コンクリート二次製品(リユース品)  
4.無防汚コンクリート二次製品(その他再生骨材)  
5.その他

コンクリート及び敷から成る建設資材について  
1.有防汚コンクリート二次製品(リユース品)  
2.有防汚コンクリート二次製品(その他再生骨材)  
3.再生有防汚コンクリート二次製品(Co再生骨材)  
4.その他

木材について  
1.木材(ボート類を除く)  
2.木質ボード  
アスファルト・コンクリートについて  
1.粗粒度アスコン  
2.密粒度アスコン  
3.加齢アスファルト安定処理路盤材  
4.その他

土砂について  
1.第一種建設発生土  
2.第二種建設発生土  
3.第三種建設発生土  
4.第四種建設発生土  
5.浚渫土  
6.炭渣土  
7.土質改良土  
8.山砂、山土などの新材(採取土、購入土)  
9.再生コンクリート砂  
10.その他

砕石について  
1.クワンヤーン  
2.砕石、割くり石、自然石  
3.砕石、割くり石、自然石  
4.単粒度砕石  
5.砕石、割くり石、自然石  
6.その他

塩化ビニル管・継手について  
1.塩化ビニル管・継手  
2.その他

石膏ボードについて  
1.石膏ボード  
2.石膏ボード  
3.石膏ボード  
4.石膏ボード  
5.石膏ボード  
6.その他

その他建設資材について  
(利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

コード\*6  
アスファルト・コンクリートについて  
1.表層路盤  
2.基層  
3.上層路盤  
4.歩道  
5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)

土砂について  
1.道路路体  
2.路床  
3.河川築堤  
4.構造物等の基礎材、埋戻し用  
5.宅地造成用  
6.水面埋立用  
7.ほ場整備(農地整備)  
8.その他

砕石について  
1.舗装の下層路盤材  
2.舗装の上層路盤材  
3.構造物の基礎材、基礎材  
4.その他

塩化ビニル管・継手について  
1.水道(配水)  
2.下水用  
3.ゲアル用  
4.農業用  
5.設備用  
6.その他

石膏ボードについて  
1.壁  
2.天井  
3.その他

その他建設資材について  
(利用用途の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

コード\*7  
コンクリートについて  
1.再生生コン(Co再生骨材)  
2.再生生コン(Co再生骨材)  
3.無防汚コンクリート二次製品(リユース品)  
4.無防汚コンクリート二次製品(その他再生骨材)  
5.その他

コンクリート及び敷から成る建設資材について  
1.有防汚コンクリート二次製品(リユース品)  
2.有防汚コンクリート二次製品(その他再生骨材)  
3.再生有防汚コンクリート二次製品(Co再生骨材)  
4.その他

木材について  
1.再生木材(ボート類を除く)  
2.再生木質ボード  
アスファルト・コンクリートについて  
1.再生粗粒度アスコン  
2.再生密粒度アスコン  
3.再生加齢アスファルト安定処理路盤材  
4.その他

土砂について  
1.第一種建設発生土  
2.第二種建設発生土  
3.第三種建設発生土  
4.第四種建設発生土  
5.浚渫土  
6.炭渣土  
7.土質改良土  
8.山砂、山土などの新材(採取土、購入土)  
9.再生コンクリート砂  
10.その他

砕石について  
1.クワンヤーン  
2.砕石、割くり石、自然石  
3.砕石、割くり石、自然石  
4.単粒度砕石  
5.砕石、割くり石、自然石  
6.その他

塩化ビニル管・継手について  
1.塩化ビニル管・継手  
2.その他

石膏ボードについて  
1.石膏ボード  
2.石膏ボード  
3.石膏ボード  
4.石膏ボード  
5.石膏ボード  
6.その他

その他建設資材について  
(利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

コード\*8  
再生資材の供給元について  
1.現場内利用  
2.他の工事現場(内陸)  
3.他の工事現場(湖沼)  
4.再生強化施設  
5.土砂ストックヤード  
6.その他

コード\*9  
施工案件について  
1.再生材の利用の指示あり  
2.再生材の利用の指示なし

# 様式2・0 再生資源利用促進計画書 一建設副産物搬出工事用一

3枚目

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

## 2. 建設副産物搬出計画

裏面

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

建設副産物の種類	①発生量		現場内利用・減量		現場外搬出について				再生資源利用促進率 ②③④⑤ ①		
	場外搬出時の性状 (細目等) ②③④⑤ 小数第三位まで	発生量 ①	現場内利用 ②利用量 *10 小数第三位まで	減量化 ③減量化量 *11 小数第三位まで	搬出先名称 2ヶ所以上で記入して下さい。2ヶ所以上に分かる時は、用紙を換えて下さい。	区分 他工場の内 コード*12	搬出先場所住所 住所コード 44	運搬距離 *13 km		④現場外搬出量 うち現場内改良分 小数第三位まで	⑤再生資源利用促進量
コンクリート塊	ト>		ト>		搬出先1			ト>	ト>	%	
建設発生木材A (柱、梁、土留、土間、床、壁、天井材等)	ト>		ト>		搬出先2			ト>	ト>	%	
アスファルト・コンクリート塊	ト>		ト>		搬出先1			ト>	ト>	%	
その他がれき類	ト>		ト>		搬出先2			ト>	ト>	%	
建設発生木材B (土留、梁、土間、床、壁、天井材等)	ト>		ト>		搬出先1			ト>	ト>	%	
建設汚泥	ト>		ト>		搬出先2			ト>	ト>	%	
金属くず	ト>		ト>		搬出先1			ト>	ト>	%	
炭化ビニル管・継手	ト>		ト>		搬出先2			ト>	ト>	%	
炭化ビニル管・継手を除く	ト>		ト>		搬出先1			ト>	ト>	%	
焼石・骨ト	ト>		ト>		搬出先2			ト>	ト>	%	
紙くず	ト>		ト>		搬出先1			ト>	ト>	%	
7x6x6 (板状)	ト>		ト>		搬出先2			ト>	ト>	%	
その他の分別された廃棄物	ト>		ト>		搬出先1			ト>	ト>	%	
混在状態の廃棄物 (建設副産物)	ト>		ト>		搬出先2			ト>	ト>	%	
第一種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>		地山m <sup>3</sup>		搬出先1			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
第二種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>		地山m <sup>3</sup>		搬出先2			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
第三種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>		地山m <sup>3</sup>		搬出先1			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
第四種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>		地山m <sup>3</sup>		搬出先2			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
液状土以外の液土	地山m <sup>3</sup>		地山m <sup>3</sup>		搬出先1			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
液状土 (建設汚泥を除く)	地山m <sup>3</sup>		地山m <sup>3</sup>		搬出先2			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
合計	地山m <sup>3</sup>		地山m <sup>3</sup>					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	

コード*10	コード*11	コード*12	コード*13
1. 建設発生土 2. 雑瓦材 3. 埋戻し材 4. その他	1. 灰土 2. 排水 3. 次石処理 4. その他	1. A. 再生資源利用促進 2. B. 指定処分場(生じくは指定処分場) (搬出先に指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分場とされたもの) 3. 自由処分	【建設発生土の場合】 1. 別の工事現場 2. 広域搬送制度による処理 3. 中間処理施設(木材プラント以外の再生資源化施設) 4. 土質改良プラント 5. 工事発生地・仮置場・ストックヤード 6. 中間処理施設(木材プラント) 7. 中間処理施設(単独焼却)
【建設副産物の場合】 1. 別の工事現場 2. 広域搬送制度による処理 3. 中間処理施設(木材プラント以外の再生資源化施設) 4. 土質改良プラント 5. 工事発生地・仮置場・ストックヤード 6. 中間処理施設(木材プラント) 7. 中間処理施設(単独焼却)	【建設副産物の場合】 1. 別の工事現場 2. 広域搬送制度による処理 3. 中間処理施設(木材プラント以外の再生資源化施設) 4. 土質改良プラント 5. 工事発生地・仮置場・ストックヤード 6. 中間処理施設(木材プラント) 7. 中間処理施設(単独焼却)	【建設発生土の場合】 1. 別の工事現場 2. 広域搬送制度による処理 3. 中間処理施設(木材プラント以外の再生資源化施設) 4. 土質改良プラント 5. 工事発生地・仮置場・ストックヤード 6. 中間処理施設(木材プラント) 7. 中間処理施設(単独焼却)	【建設発生土の場合】 1. 別の工事現場 2. 広域搬送制度による処理 3. 中間処理施設(木材プラント以外の再生資源化施設) 4. 土質改良プラント 5. 工事発生地・仮置場・ストックヤード 6. 中間処理施設(木材プラント) 7. 中間処理施設(単独焼却)

注) 一般廃棄物は記入しないで下さい。  
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。



# 様式2 再生資源利用促進実施書 一建設副産物搬出工事用一

3枚目

建設工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

## 2. 建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	①発生量		現場内利用・減量		現場外搬出について				再生資源利用促進率 ②③④⑤ ①			
	場外搬出時の性状 (細目等) ②+③+④ 小数第三位まで	発生量 *10	利用量 *10 小数第三位まで	減量化 ③減量化量 *11 小数第三位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入して下さい。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 施工年度 コード+12	住所コード 44	運搬距離 km +1		搬出先 コード+13	④現場外搬出量 うち現場内改良分 小数第三位まで	⑤再生資源利用促進量 ①
コンクリート類	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
建設発生木材A (柱、梁、土留、土間、床、壁、天井材等)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
アスファルト・コンクリート類	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
その他がれき類	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
建設発生木材B (土留、梁、土間、床、壁、天井材等)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
建設汚泥	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
金属くず	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
炭化ビニル管・継手	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
廃プラスチック類 (炭化ビニル管・継手を除く)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
焼石・骨ト	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
紙くず	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
7x6x6 (破砕)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
その他の分別された廃棄物 (居住区等の廃棄物)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
第一種 建設発生土	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
第二種 建設発生土	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
第三種 建設発生土	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
第四種 建設発生土	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
資源土以外の部土	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
深溝土 (建設汚泥を除く)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
合計	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	

コード*10	コード*11	コード*12	コード*13
1. 建設発生土	1. 破砕 2. 灰水 3. 次白灰燻 4. その他	1. A. 再生資源利用促進 2. B. 指定処分(生じくは指定処分) (搬出時に指定区分は指定されていないが、発注後に設計変更し指定区分とされたもの) 3. 自由処分	1. 建設発生土 2. 建設発生土(再生資源利用促進) 3. 建設発生土(指定処分) 4. 建設発生土(指定処分) 5. 建設発生土(指定処分) 6. 建設発生土(指定処分) 7. 建設発生土(指定処分)

注) 一般廃棄物は記入しないで下さい。  
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

# 様式1・イ 再生資源利用計画書 - 建設資材搬入工事用 - 「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版 -

4枚目

4枚目

## 表面

### 2. 建設資材利用計画

分類	小分類 コード*5	規格	建設資材（新材を含む全体の利用状況）		再生資材の利用状況（再生資材を利用した場合に記入して下さい）		再生資材の名称 コード*7	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元 コード*8	施工条件 内容 コード*9	再生資材の供給元場所住所		再生資源 利用率 B/A*100
			主な利用用途 コード*6	利用量(A) 小数点第三位まで	再生資材利用量(B) 小数点第三位まで	再生資材の供給元場所住所					住所コード*4	利用率	
特定建設資材	コンクリート			トン	トン	トン							0 %
	コンクリート 成り練り 成り練り 成り練り			トン	トン	トン							0 %
	木材			トン	トン	トン							0 %
アスファルト・コンクリート				トン	トン	トン							0 %
				トン	トン	トン							0 %
				トン	トン	トン							0 %
工砂				縦めm³	縦めm³	縦めm³							0 %
				縦めm³	縦めm³	縦めm³							0 %
				m³	m³	m³							0 %
その他建設資材	塩化ビニル管 ・継手			トン	トン	トン							0 %
	石膏ボード			トン	トン	トン							0 %
	その他の建設資材			トン	トン	トン							0 %
建設資材				トン	トン	トン						0 %	
合計				トン	トン	トン							0 %

**コード\*5**  
コンクリートについて  
1.生コン(ハーフジン骨材)  
2.再生生コン(Co再生骨材)  
3.無防汚コンクリート二次製品(リユース品)  
4.再生無防汚コンクリート二次製品(再生骨材)  
5.その他

コンクリート及び数から成る建設資材について  
1.有防汚コンクリート二次製品(リユース品)  
2.有防汚コンクリート二次製品(再生骨材)  
3.再生有防汚コンクリート二次製品(再生骨材)  
4.再生有防汚コンクリート二次製品(その他再生骨材)  
5.その他

木材について  
1.木材(ボート類を除く)  
2.木質ボード  
3.アスファルト・コンクリートについて  
4.再生生コン(Co再生骨材)  
5.再生生コン(Co再生骨材)  
6.無防汚コンクリート二次製品(リユース品)  
7.再生無防汚コンクリート二次製品(再生骨材)  
8.その他

アスファルト・コンクリートについて  
1.舗装の下層路盤材  
2.舗装の上層路盤材  
3.構造物の基礎材、基礎材  
4.その他

土砂について  
1.水道(配水) 2.下水道用 3.テール用  
4.農業用 5.設備用 6.その他  
塩化ビニル管・継手について  
1.水道管・継手について 2.天井  
2.天井  
3.その他  
石膏ボードについて  
1.壁  
2.その他  
その他の建設資材について  
(利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

**コード\*6**  
アスファルト・コンクリートについて  
1.表層路盤  
2.基層  
3.上層路盤  
4.歩道  
5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)

土砂について  
1.道路路体 2.路床 3.河川築堤  
4.構造物の基礎材、埋戻し用  
5.宅地造成用  
6.水面埋立用  
7.ほ場整備(農地整備)  
8.その他

砕石について  
1.舗装の下層路盤材  
2.舗装の上層路盤材  
3.構造物の基礎材、基礎材  
4.その他

塩化ビニル管・継手について  
1.水道(配水) 2.下水道用 3.テール用  
4.農業用 5.設備用 6.その他  
石膏ボードについて  
1.壁  
2.その他  
その他の建設資材について  
(利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

**コード\*7**  
コンクリートについて  
1.再生生コン(Co再生骨材)  
2.再生生コン(Co再生骨材)  
3.無防汚コンクリート二次製品(リユース品)  
4.再生無防汚コンクリート二次製品(再生骨材)  
5.その他

コンクリート及び数から成る建設資材について  
1.有防汚コンクリート二次製品(リユース品)  
2.有防汚コンクリート二次製品(再生骨材)  
3.再生有防汚コンクリート二次製品(再生骨材)  
4.再生有防汚コンクリート二次製品(その他)

木材について  
1.再生木材(ボート類を除く)  
2.再生木質ボード  
3.アスファルト・コンクリートについて  
4.再生生コン(Co再生骨材)  
5.再生生コン(Co再生骨材)  
6.無防汚コンクリート二次製品(リユース品)  
7.再生無防汚コンクリート二次製品(再生骨材)  
8.その他

アスファルト・コンクリートについて  
1.再生生コン(Co再生骨材)  
2.再生生コン(Co再生骨材)  
3.無防汚コンクリート二次製品(リユース品)  
4.再生無防汚コンクリート二次製品(再生骨材)  
5.その他

土砂について  
1.第一種建設発生土  
2.第二種建設発生土  
3.第三種建設発生土  
4.第四種建設発生土  
5.浚渫土以外の泥土  
6.浚渫土  
7.土質改良土  
8.建設汚泥処理土  
9.再生コンクリート砂  
3.砕さい 4.その他  
塩化ビニル管・継手について  
1.再生生コン(Co再生骨材)  
2.再生生コン(Co再生骨材)  
3.無防汚コンクリート二次製品(リユース品)  
4.再生無防汚コンクリート二次製品(再生骨材)  
5.その他

石膏ボードについて  
1.再生石膏ボード  
2.再生石膏ボード  
3.石膏ボード  
4.石膏ボード  
5.石膏ボード  
6.石膏ボード  
7.石膏ボード  
8.石膏ボード  
9.石膏ボード  
10.石膏ボード  
11.石膏ボード  
12.石膏ボード  
13.石膏ボード  
14.石膏ボード  
15.石膏ボード  
16.石膏ボード  
17.石膏ボード  
18.石膏ボード  
19.石膏ボード  
20.石膏ボード  
21.石膏ボード  
22.石膏ボード  
23.石膏ボード  
24.石膏ボード  
25.石膏ボード  
26.石膏ボード  
27.石膏ボード  
28.石膏ボード  
29.石膏ボード  
30.石膏ボード  
31.石膏ボード  
32.石膏ボード  
33.石膏ボード  
34.石膏ボード  
35.石膏ボード  
36.石膏ボード  
37.石膏ボード  
38.石膏ボード  
39.石膏ボード  
40.石膏ボード  
41.石膏ボード  
42.石膏ボード  
43.石膏ボード  
44.石膏ボード  
45.石膏ボード  
46.石膏ボード  
47.石膏ボード  
48.石膏ボード  
49.石膏ボード  
50.石膏ボード  
51.石膏ボード  
52.石膏ボード  
53.石膏ボード  
54.石膏ボード  
55.石膏ボード  
56.石膏ボード  
57.石膏ボード  
58.石膏ボード  
59.石膏ボード  
60.石膏ボード  
61.石膏ボード  
62.石膏ボード  
63.石膏ボード  
64.石膏ボード  
65.石膏ボード  
66.石膏ボード  
67.石膏ボード  
68.石膏ボード  
69.石膏ボード  
70.石膏ボード  
71.石膏ボード  
72.石膏ボード  
73.石膏ボード  
74.石膏ボード  
75.石膏ボード  
76.石膏ボード  
77.石膏ボード  
78.石膏ボード  
79.石膏ボード  
80.石膏ボード  
81.石膏ボード  
82.石膏ボード  
83.石膏ボード  
84.石膏ボード  
85.石膏ボード  
86.石膏ボード  
87.石膏ボード  
88.石膏ボード  
89.石膏ボード  
90.石膏ボード  
91.石膏ボード  
92.石膏ボード  
93.石膏ボード  
94.石膏ボード  
95.石膏ボード  
96.石膏ボード  
97.石膏ボード  
98.石膏ボード  
99.石膏ボード  
100.石膏ボード

その他の建設資材について  
(利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

**コード\*8**  
再生資材の供給元について  
1.現場内利用  
2.他の工事現場(内陸)  
3.他の工事現場(湖沼)  
4.再生資源化施設  
5.土砂ストックヤード  
6.その他

**コード\*9**  
施工条件について  
1.再生資材の利用の指示あり  
2.再生資材の利用の指示なし

# 様式2・0 再生資源利用促進計画書 一建設副産物搬出工事用一

4枚目

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

## 2. 建設副産物搬出計画

裏面

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

建設副産物の種類	①発生量		現場内利用・減量		現場外搬出について				再生資源利用促進率 ②③④⑤ ①			
	場外搬出時の性状 (細目等) ②+③+④ 小数第三位まで	発生量 *10	②利用量 小数第三位まで	③減量化量 *11 小数第三位まで	搬出先名称 2ヶ所以上で記入して下さい。2ヶ所以上に分かる時は、用紙を換えて下さい。	区分 他工場の内 コード+12	住所コード 44	運搬距離 km +1		搬出先 コード +13	④現場外搬出量 うち現場内改良分 小数第三位まで	⑤再生資源利用促進量
コンクリート類	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>	ト>			km	ト>	ト>	ト>	
建設発生木材A (柱、梁、土留、土間、床、壁、天井材等)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>	ト>			km	ト>	ト>	ト>	
アスファルト・コンクリート類	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>	ト>			km	ト>	ト>	ト>	
その他がれき類	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>	ト>			km	ト>	ト>	ト>	
建設発生木材B (土留、梁、土間、床、壁、天井材等)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>	ト>			km	ト>	ト>	ト>	
建設汚泥	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>	ト>			km	ト>	ト>	ト>	
金属くず	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>	ト>			km	ト>	ト>	ト>	
炭化ビニル管・継手	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>	ト>			km	ト>	ト>	ト>	
廃プラスチック類 (炭化ビニル管・継手を除く)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>	ト>			km	ト>	ト>	ト>	
焼石・骨ト	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>	ト>			km	ト>	ト>	ト>	
紙くず	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>	ト>			km	ト>	ト>	ト>	
7x6x6 (板状)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>	ト>			km	ト>	ト>	ト>	
その他の分別された廃棄物 (居住区等の廃棄物 (建設発生廃棄物)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>	ト>			km	ト>	ト>	ト>	
第一種 建設発生土	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>	ト>			km	ト>	ト>	ト>	
第二種 建設発生土	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>	ト>			km	ト>	ト>	ト>	
第三種 建設発生土	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>	ト>			km	ト>	ト>	ト>	
第四種 建設発生土	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>	ト>			km	ト>	ト>	ト>	
資源土以外の部土 深埋土	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>	ト>			km	ト>	ト>	ト>	
建設汚泥を除く (建設発生土)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>	ト>			km	ト>	ト>	ト>	
合計		ト>	ト>	ト>	ト>			km	ト>	ト>	ト>	

コード+10	コード+11	コード+12	コード+13
1. 建設発生土 2. 建設発生土 3. 建設発生土 4. その他	1. 原土 2. 排水 3. 次水 4. その他	1. A. 再生資源利用促進 2. B. 指定処分(生じくは指定されないが、(搬出時に)指定変更し指定処分されたもの) 3. 自由処分 (※注)後に設計変更し指定処分されたもの	【建設発生土の場合】 1. 別の工事現場 2. 広域搬送制度による処理 3. 中間処理施設(木材プラント以外の再生資源化施設) 4. 土質改良プラント 5. 中間処理施設(サマルプル)サイクル 6. 中間処理施設(車庫焼却)

【建設発生土の場合】  
 1. 別の工事現場  
 2. 広域搬送制度による処理  
 3. 中間処理施設(木材プラント以外の再生資源化施設)  
 4. 土質改良プラント  
 5. 中間処理施設(サマルプル)サイクル  
 6. 中間処理施設(車庫焼却)

【建設発生土の場合】  
 1. 別の工事現場  
 2. 広域搬送制度による処理  
 3. 中間処理施設(木材プラント以外の再生資源化施設)  
 4. 土質改良プラント  
 5. 中間処理施設(サマルプル)サイクル  
 6. 中間処理施設(車庫焼却)

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

【建設発生土の場合】  
 1. 別の工事現場  
 2. 広域搬送制度による処理  
 3. 中間処理施設(木材プラント以外の再生資源化施設)  
 4. 土質改良プラント  
 5. 中間処理施設(サマルプル)サイクル  
 6. 中間処理施設(車庫焼却)

【建設発生土の場合】  
 1. 別の工事現場  
 2. 広域搬送制度による処理  
 3. 中間処理施設(木材プラント以外の再生資源化施設)  
 4. 土質改良プラント  
 5. 中間処理施設(サマルプル)サイクル  
 6. 中間処理施設(車庫焼却)

【建設発生土の場合】  
 1. 別の工事現場  
 2. 広域搬送制度による処理  
 3. 中間処理施設(木材プラント以外の再生資源化施設)  
 4. 土質改良プラント  
 5. 中間処理施設(サマルプル)サイクル  
 6. 中間処理施設(車庫焼却)

【建設発生土の場合】  
 1. 別の工事現場  
 2. 広域搬送制度による処理  
 3. 中間処理施設(木材プラント以外の再生資源化施設)  
 4. 土質改良プラント  
 5. 中間処理施設(サマルプル)サイクル  
 6. 中間処理施設(車庫焼却)

【建設発生土の場合】  
 1. 別の工事現場  
 2. 広域搬送制度による処理  
 3. 中間処理施設(木材プラント以外の再生資源化施設)  
 4. 土質改良プラント  
 5. 中間処理施設(サマルプル)サイクル  
 6. 中間処理施設(車庫焼却)



# 様式2 再生資源利用促進実施書 一建設副産物搬出工事用一

4枚目

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

## 2. 建設副産物搬出実施

裏面

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

建設副産物の種類	①発生量		現場内利用・減量		現場外搬出について				再生資源利用促進率 ②③④⑤ ①			
	場外搬出時の性状 (欄外に②③④) 小数量第三位まで	発生量 ②+③+④ 小数量第三位まで	現場内利用 ②利用量 小数量第三位まで	減量化 ③減量化量 小数量第三位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入して下さい。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 施工年度 コード+12	住所コード 44	運搬距離 千 百 十 km		搬出先 コード+13	④現場外搬出量 うち現場内改良分 小数量第三位まで	⑤再生資源 利用促進量
コンクリート類	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
建設発生木材A (柱・梁・土間・土留り等) 建設発生木材B (土間・土留り等)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
アスファルト・コンクリート類	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
その他がれき類	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
建設発生木材B (土間・土留り等)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
建設汚泥	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
金属くず	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
炭化ビニル管・継手	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
廃プラスチック類 (炭化ビニル管・継手を除く)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
焼石・骨ト	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
紙くず	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
7&lt;小> (紙類)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
その他の分別された廃棄物 (建設発生廃棄物)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
第一種 建設発生土	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
第二種 建設発生土	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
第三種 建設発生土	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
第四種 建設発生土	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
資源土以外の部土 (建設発生土を除く)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
深埋土 (建設発生土を除く)	搬出先1 搬出先2	ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	
合計		ト>	ト>	ト>				km	ト>	ト>	%	

コード*10	コード*11	コード*12	コード*13
1. 建設発生土 2. 建設発生土 3. 建設発生土 4. その他	1. 破砕 2. 脱水 3. 土質改良 4. その他	1. A. 再生資源利用促進 2. B. 指定処分(生じくは指定処分) (搬出時に指定区分は指定されていないが、搬出後に設計変更し指定区分とされたもの) 3. 自由処分	【建設発生土の場合】 1. 別の工事現場 2. 広域搬送制度による処理 3. 中間処理施設(木材プラント以外の再生資源化施設) 4. 土質改良プラント 5. 中間処理施設(サマルプル/サイクル) 6. 中間処理施設(単独焼却) 7. 中間処理施設(単独焼却) 8. 産業廃棄物最終処分場(内陸処分場) 9. 産業廃棄物最終処分場(内陸処分場) 10. 産業廃棄物最終処分場(再生土以外の受入) 11. 産業廃棄物最終処分場(再生土以外の受入) 12. 産業廃棄物最終処分場(再生土以外の受入) 13. 産業廃棄物最終処分場(再生土以外の受入) 14. 産業廃棄物最終処分場(再生土以外の受入) 15. 産業廃棄物最終処分場(再生土以外の受入) 16. 産業廃棄物最終処分場(再生土以外の受入) 17. 産業廃棄物最終処分場(再生土以外の受入) 18. 産業廃棄物最終処分場(再生土以外の受入) 19. 産業廃棄物最終処分場(再生土以外の受入) 20. 産業廃棄物最終処分場(再生土以外の受入)

注) 一般廃棄物は記入しないで下さい。  
 ・ 土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。  
 ※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。



# 様式2・0 再生資源利用促進計画書 一建設副産物搬出工事用一

5枚目

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

## 2. 建設副産物搬出計画

裏面

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

建設副産物の種類	①発生量		現場内利用・減量		現場外搬出について				再生資源利用促進率 ②③④⑤ ①			
	場外搬出時の性状 (細目等) ②③④⑤ 小数第三位まで	②発生量 ③発生量 ④発生量 ⑤発生量 小数第三位まで	①発生量 ②発生量 ③発生量 ④発生量 ⑤発生量 小数第三位まで	③減量化量 ④減量化量 ⑤減量化量 小数第三位まで	搬出先名称 2ヶ所以上で記入して下さい。2ヶ所以上に分かる時は、用紙を換えて下さい。	区分 他工場の内 コード+12	住所コード 44	運搬距離 km 千 百 十		搬出先 の種類 コード +13	④現場外搬出量 うち現場内改良分 小数第三位まで	⑤再生資源利用促進量
コンクリート塊	ト>	ト>	ト>	ト>	搬出先1			km	ト>	ト>	%	
建設発生木材A (柱・梁・下地等) 建設発生木材B (土間、階間仕上材等) 建設発生木材C (その他)	ト>	ト>	ト>	ト>	搬出先1			km	ト>	ト>	%	
アスファルト・コンクリート塊	ト>	ト>	ト>	ト>	搬出先1			km	ト>	ト>	%	
その他がれき類	ト>	ト>	ト>	ト>	搬出先1			km	ト>	ト>	%	
建設発生木材B (土間、階間仕上材等) 建設発生木材C (その他)	ト>	ト>	ト>	ト>	搬出先1			km	ト>	ト>	%	
建設汚泥	ト>	ト>	ト>	ト>	搬出先1			km	ト>	ト>	%	
金属くず	ト>	ト>	ト>	ト>	搬出先1			km	ト>	ト>	%	
炭化ビニル管・継手	ト>	ト>	ト>	ト>	搬出先1			km	ト>	ト>	%	
炭化ビニル管・継手を除く	ト>	ト>	ト>	ト>	搬出先1			km	ト>	ト>	%	
焼石・骨ト	ト>	ト>	ト>	ト>	搬出先1			km	ト>	ト>	%	
紙くず	ト>	ト>	ト>	ト>	搬出先1			km	ト>	ト>	%	
7x6x6 (破砕)	ト>	ト>	ト>	ト>	搬出先1			km	ト>	ト>	%	
その他の分別された廃棄物	ト>	ト>	ト>	ト>	搬出先1			km	ト>	ト>	%	
混在状態の廃棄物 (建設副産物)	ト>	ト>	ト>	ト>	搬出先1			km	ト>	ト>	%	
第一種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1			km	ト>	地山m <sup>3</sup>	%	
第二種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1			km	ト>	地山m <sup>3</sup>	%	
第三種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1			km	ト>	地山m <sup>3</sup>	%	
第四種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1			km	ト>	地山m <sup>3</sup>	%	
深溝土 (建設汚泥を除く)	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1			km	ト>	地山m <sup>3</sup>	%	
合計	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1			km	ト>	地山m <sup>3</sup>	%	

コード+10	コード+11	コード+12	コード+13
1. 建設発生土 2. 建設発生土 3. 建設発生土 4. その他	1. 破砕 2. 砕水 3. 次白灰燻 4. その他	1. A. 再生資源利用促進 2. B. 指定処分場 (搬出先指定)による処理 (搬出先指定)による処理 (搬出先指定)による処理 (搬出先指定)による処理 3. 自由処分	【建設発生土の場合】 1. 建設発生土 2. 建設発生土 3. 建設発生土 4. 建設発生土 5. 建設発生土 6. 建設発生土 7. 建設発生土 8. 建設発生土 9. 建設発生土 10. 建設発生土 11. 建設発生土 12. 建設発生土 13. 建設発生土 14. 建設発生土 15. 建設発生土 16. 建設発生土 17. 建設発生土 18. 建設発生土 19. 建設発生土 20. 建設発生土 21. 建設発生土 22. 建設発生土 23. 建設発生土 24. 建設発生土 25. 建設発生土 26. 建設発生土 27. 建設発生土 28. 建設発生土 29. 建設発生土 30. 建設発生土 31. 建設発生土 32. 建設発生土 33. 建設発生土 34. 建設発生土 35. 建設発生土 36. 建設発生土 37. 建設発生土 38. 建設発生土 39. 建設発生土 40. 建設発生土 41. 建設発生土 42. 建設発生土 43. 建設発生土 44. 建設発生土 45. 建設発生土 46. 建設発生土 47. 建設発生土 48. 建設発生土 49. 建設発生土 50. 建設発生土 51. 建設発生土 52. 建設発生土 53. 建設発生土 54. 建設発生土 55. 建設発生土 56. 建設発生土 57. 建設発生土 58. 建設発生土 59. 建設発生土 60. 建設発生土 61. 建設発生土 62. 建設発生土 63. 建設発生土 64. 建設発生土 65. 建設発生土 66. 建設発生土 67. 建設発生土 68. 建設発生土 69. 建設発生土 70. 建設発生土 71. 建設発生土 72. 建設発生土 73. 建設発生土 74. 建設発生土 75. 建設発生土 76. 建設発生土 77. 建設発生土 78. 建設発生土 79. 建設発生土 80. 建設発生土 81. 建設発生土 82. 建設発生土 83. 建設発生土 84. 建設発生土 85. 建設発生土 86. 建設発生土 87. 建設発生土 88. 建設発生土 89. 建設発生土 90. 建設発生土 91. 建設発生土 92. 建設発生土 93. 建設発生土 94. 建設発生土 95. 建設発生土 96. 建設発生土 97. 建設発生土 98. 建設発生土 99. 建設発生土 100. 建設発生土

注) 一般廃棄物は記入しないで下さい。  
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。



様式2 再生資源利用促進実施書 一建設副産物搬出工事用一

5枚目

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

裏面

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

2. 建設副産物搬出実施

建設副産物の種類 (欄外)の性状 ①発生量 (欄外)の性状 ②③④ 小数第三位まで	現場内利用・減量		現場外搬出について		再生資源利用促進率 ②③④⑤ ①	
	用途 コード *10	②利用量 小数第三位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入して下さい。2ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	搬出先場所住所 住所コード 44		④現場外搬出量 小数第三位まで
コンクリート塊	ト>	ト>	搬出先1 搬出先2	km	ト>	ト>
建設発生木材A (柱・梁・土留等) (注:ボート・足場材等は除外)	ト>	ト>	搬出先1 搬出先2	km	ト>	ト>
アスファルト・コンクリート塊	ト>	ト>	搬出先1 搬出先2	km	ト>	ト>
その他がれき類	ト>	ト>	搬出先1 搬出先2	km	ト>	ト>
建設発生木材B (注:丸太、腐朽材は除外)	ト>	ト>	搬出先1 搬出先2	km	ト>	ト>
建設汚泥	ト>	ト>	搬出先1 搬出先2	km	ト>	ト>
金属くず	ト>	ト>	搬出先1 搬出先2	km	ト>	ト>
炭化ビニル管・継手	ト>	ト>	搬出先1 搬出先2	km	ト>	ト>
炭化ビニル管・継手を除く	ト>	ト>	搬出先1 搬出先2	km	ト>	ト>
焼石・骨ト	ト>	ト>	搬出先1 搬出先2	km	ト>	ト>
紙くず	ト>	ト>	搬出先1 搬出先2	km	ト>	ト>
7x6x6 (板状)	ト>	ト>	搬出先1 搬出先2	km	ト>	ト>
その他の分別された廃棄物	ト>	ト>	搬出先1 搬出先2	km	ト>	ト>
混在状態の廃棄物 (建設副産物)	ト>	ト>	搬出先1 搬出先2	km	ト>	ト>
第一種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1 搬出先2	km	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>
第二種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1 搬出先2	km	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>
第三種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1 搬出先2	km	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>
第四種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1 搬出先2	km	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>
資源土以外の部土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1 搬出先2	km	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>
浸透土 (建設汚泥を除く)	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1 搬出先2	km	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>
合計	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>		km	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>

コード\*10  
1. 建設発生土  
2. 雑草  
3. 埋戻し材  
4. その他

コード\*11  
1. 原土  
2. 排水  
3. 次日乾燥  
4. その他

コード\*12  
1. A: 再生資源利用促進率  
2. B: 指定処分(生じくは指定処分)  
(搬出先)は指定されていないが、  
搬出後に設計変更し指定処分されたもの  
3. 自由処分

コード\*13  
【建設副産物の場合】  
1. 別の工事現場  
2. 広域移送制度による処理  
3. 中間処理施設(木材プラント以外の再生資源化施設)  
4. 中間処理施設(木材プラント以外の再生資源化施設)  
5. 中間処理施設(サマール/サイクル)  
6. 中間処理施設(車庫)

コード\*14  
【建設発生土の場合】  
1. 別の工事現場(借地)  
2. 別の工事現場(借地)  
3. 別の工事現場(借地)  
4. 土質改良プラント  
5. 工事発生地・仮置場・ストックヤード  
6. 工事発生地・仮置場・ストックヤード  
(再利用の目的がある場合)

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

コード\*15  
【建設副産物の場合】  
1. 別の工事現場  
2. 広域移送制度による処理  
3. 中間処理施設(木材プラント以外の再生資源化施設)  
4. 中間処理施設(木材プラント以外の再生資源化施設)  
5. 中間処理施設(サマール/サイクル)  
6. 中間処理施設(車庫)

コード\*16  
【建設発生土の場合】  
1. 別の工事現場(借地)  
2. 別の工事現場(借地)  
3. 別の工事現場(借地)  
4. 土質改良プラント  
5. 工事発生地・仮置場・ストックヤード  
6. 工事発生地・仮置場・ストックヤード  
(再利用の目的がある場合)

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

注)  
・ 一般廃棄物は記入しないで下さい。  
・ 土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

## 2 2 土木工事安全施工技術指針

大阪市建設局 工事請負共通仕様書  
共通編 令和3年3月  
その他参考資料一覧表 NO7  
土木工事安全施工技術指針 参照

## 2 3 建設機械施工安全技術指針

大阪市建設局 工事請負共通仕様書  
共通編 令和3年3月  
その他参考資料一覧表 NO8  
建設機械施工安全技術指針 参照

## 2 4 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針

大阪市建設局 工事請負共通仕様書  
共通編 令和3年3月  
その他参考資料一覧表 NO14  
建設工事に伴う騒音振動対策技術指針  
参照

## 2 5 騒音規制法・振動規制法 大阪府生活環境の 保全等に関する条例による特定建設作業の届出 と規制のあらまし

大阪市建設局 工事請負共通仕様書  
共通編 令和3年3月  
その他参考資料一覧表 NO3  
騒音規制法・振動規制法 大阪府生活  
環境の保全等に関する条例による特定  
建設作業の届出と規制のあらまし 参照

## 26 セメント及びセメント系固化材を使用した 改良土等の六価クロム溶出試験実施要領（案）

大阪市建設局 工事請負共通仕様書  
共通編 令和3年3月  
その他参考資料一覧表 NO9  
セメント及びセメント系固化材を使用  
した改良土等の六価クロム溶出試験  
実施要領(案) 参照

## 2 7 交通誘導状況写真撮影要領

大阪市建設局 工事請負共通仕様書

共通編 令和3年3月

参考資料 NO17

交通誘導状況写真撮影要領 参照

## 28 事故報告書

## 【目 次】

### ○事故発生時各種報告書様式

様式 A	(事故発生 聞き取りシート)	.....	P 1
様式 B 1	(事故報告書)	.....	P 2
様式 B 2	(事故発生経過)	.....	P 3
様式 B 3	(事故発生時の施工体制図と人員)	.....	P 4
様式 B 4	(事故発生の詳細)	.....	P 5
様式 B 5	(事故発生後の措置と再発防止策)	.....	P 6
様式 C 1	(工事一時中止願)	.....	P 7
様式 C 2	(工事再開承諾願)	.....	P 8

## 【様式A】

## 事故第 報聞き取りシート

主 題				
記入日時	(西暦) 年 月 日 ( ) 時 分	(24時制で記入のこと)		
発生日時	(西暦) 年 月 日 ( ) 時 分	(24時制で記入のこと)		
事業所名		担当者	電話番号	
工事名				
受注者名		現場責任者	電話番号	
工期	(西暦) 年 月 日			
発生場所	区			
道路・公園名		幅員等	車線・方向	
被災者  (多人数は別紙)	工事関係者・第三者・無し (○で囲う)		人数	
	氏名・職名	年齢	性別	特徴
	被災の程度			
	被災直後の状況			
	その後の状況			
事故内容 (作業内容 責任者等)				
交通状況 事故影響				
被害状況	被害場所	区		
	被害物件			
	被害程度			
事故状況	※時系列で記載			
関係者 連絡状況				
現在状況				
今後の予定				
その他 (プレス・報道関係等の有無)				

クリアウォーター-OSAKA株式会社 様

事 故 報 告 書

この度、  
 の  
 ご迷惑をお掛けし、誠に申し訳なく衷心よりお詫び申し上げます。  
 なお、事故原因等の詳細につきましては、次のとおりご報告申し上げます。

記

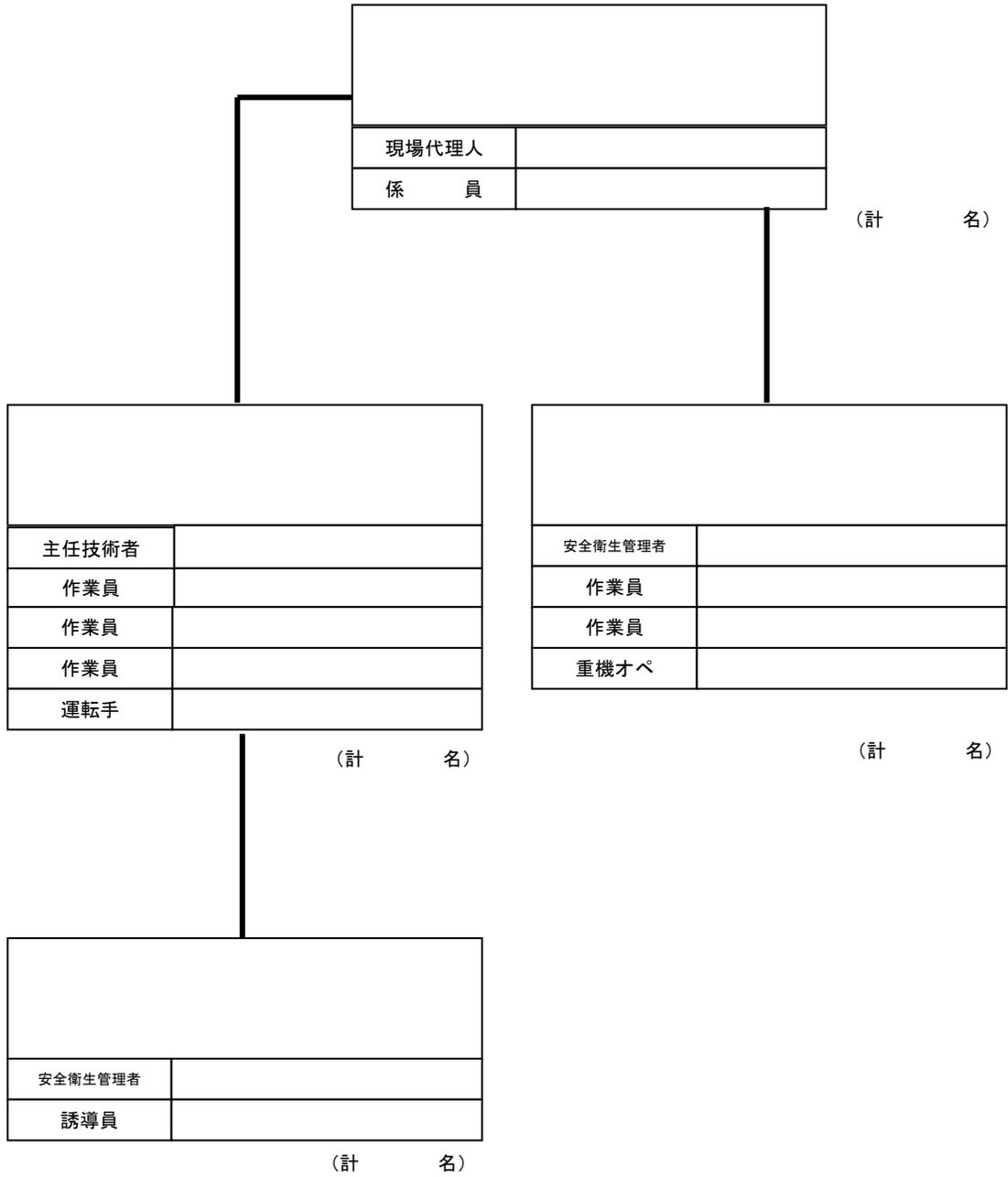
発注者					
工事名称					
契約日 (西暦)	年	月	日		
工期 (西暦)	年	月	日		
現場代理人					
発生現場	区				
発生日時 (西暦)	年	月	日 ( )	時	分 (24時制で記入)
事故概要					

被害の状況	人身→ 第三者・工事関係者 物損→ 第三者所有・工事資機材・市管理物件				
被災者	氏名	年齢	性別		
	住所				
	症状				
	加療期間				
	加療機関				
被災物件	物件名				
	所有者				
	損傷箇所				
	損傷状況				
	概算被害額				
加害者	立場・所属	第三者・工事関係者 (元請・下請・ )			
	氏名	年齢	性別		
	住所				
特記事項					



事故発生時

施工体制と人員



# 事 故 発 生 の 詳 細

事 故 の 概 要	
事 故 原 因	
人 的 要 因	 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
	 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
	 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
	 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
事 故 が 発 生 し た 作 業 に 関 わ る 指 示	
事 故 に 資 機 材 が 関 わ っ て い る 場 合	

## 事故発生後の措置と再発防止策

事故発生後（概ね24時間以内）の処置	
被災者等 に対して	<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>
管理的な部分 に対して	<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>
物的な部分 に対して	<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>
上記の処置後に対応した事項	
再発防止策（体制の強化）	
作業員・交通誘 導員等に対する 再発防止策	<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>
管理上の 再発防止策	<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>
機器・資材等に 対する再発防止策	<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>

【様式C1】

(西暦) 年 月 日

## 工 事 一 時 中 止 願

クリアウォーター-OSAKA株式会社 様

---

次の工事について、施工の安全が確保されるまで、工事の一時中止をいたしますから、  
ご了承いただきたくお願いいたします。

記

工事契約番号 : \_\_\_\_\_

工事名称 : \_\_\_\_\_

理 由 :

(西暦) 年 月 日

## 工 事 再 開 承 諾 願

クリアウォーターOSAKA株式会社 様

---

(西暦) 年 月 日付け第 号で、工事一時中止指示のありました、次の  
工事において、施工の安全が確保される体制が整いましたので、工事再開の承諾をいた  
きたくお願いいたします。

記

工事契約番号 : \_\_\_\_\_

工事名称 : \_\_\_\_\_

関連資料 : 別紙のとおり \_\_\_\_\_

## 29 建設業における新型コロナウイルス感染 予防対策ガイドライン

大阪市建設局 工事請負共通仕様書  
共通編 令和3年3月  
その他参考資料一覧表 NO15  
建設業における新型コロナウイルス  
感染予防対策ガイドライン 参照